

令和5年第3回東大和市議会定例会会議録第17号

令和5年9月6日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
7番	上林真佐恵君	8番	中村庄一郎君
9番	木下富雄君	10番	森田博之君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	高峰章君	14番	大川元君
15番	中間建二君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	佐竹康彦君
19番	東口正美君	20番	金井康哲君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（2名）

5番	早川美穂君	6番	尾崎利一君
----	-------	----	-------

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（34名）

市長	和地仁美君	副市長	松本幹男君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	関田孝志君
市民環境部長	木村西君	子ども未来部長	志村明子君
地域福祉部長	伊野宮崇君	健康いきいき部	川口荘一君
まちづくり部長	金子秀之君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	企画政策課長	荒井亮二君
総務管財課長	関根崇君	職員課長	高田匡章君
産業振興課長	佐伯芳幸君	地域振興課長	池田剛君

環境対策課長 梶川 義夫 君
生活福祉課長 青木 一麻 君
地域包括ケア
推進課長 石嶋 洋平 君
健康推進課長 幸村 有紀 君
土木公園課長 廣瀬 裕 君
教育総務課長 斎藤 謙二郎 君
新校開設
担当課長 大野 祐司 君
青少年課長 石川 博隆 君

福祉推進課長 山田 茂人 君
障害福祉課長 大法 努 君
介護保険課長 里見 拓美 君
都市づくり課長 稲毛 秀憲 君
道路交通課長 一ツ木 正美 君
学校施設更新等
担当課長 中橋 健 君
指導担当課長 菅野 恭子 君
生涯学習課長 岩野 秀夫 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（東口正美君） 9月5日に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○15番（中間建二君） おはようございます。

9月5日に議会運営委員会が開催されましたので、御報告を申し上げます。

尾崎利一議員より、令和5年9月5日から9月8日まで本会議を欠席する届出と併せまして、一般質問の順番を最後に変更してほしい旨の要望があったため、協議を行いました。

その結果、尾崎利一議員の一般質問の順番を最後にすることに決定いたしました。よって、一般質問通告一覧表で尾崎利一議員の後に予定していた荒幡伸一議員と中野志乃夫議員の一般質問の順番が1つずつ繰り上がることとなります。

ただし、欠席届出期間の最終日となる9月8日の午後4時30分までに尾崎利一議員を除く全ての一般質問が終了した場合は、次の指名ができないため、令和5年第3回定例会の一般質問を終了することといたします。

また、今定例会に限り、一般質問が3日以内もしくは4日以内で終了した場合は、議会運営委員会を開催することなく、翌日以降から9月12日までを休会とすることといたします。その場合は、全ての一般質問終了後、かつ本会議終了前に休会の議決を採ることとなりますので、御承知おきください。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（東口正美君） 以上で、議会運営委員長の報告を終了いたします。

日程第1 一般質問

○議長（東口正美君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（東口正美君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） おはようございます。

12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。令和5年第3回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、長期休み明けの子供たちの変化に係る教育委員会としての取組についてをお伺いをいたします。

①といたしまして、夏休み中の子供たちの様子はどのように把握をされているのか。

②といたしまして、児童館・学童クラブを通じて子供たちの様子をどのように把握されているのか。

③といたしまして、長期休み明けの指導のポイントやその対応についてどのように取り組まれているのか。
④といたしまして、長期休み期間の子供たちの居場所の現状・課題・今後考えられる取組についてをお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、東大和市の平和事業についてお伺いをいたします。

①といたしまして、第19回平和市民のつどいの総括について。

②といたしまして、教育委員会としての平和教育の現状と今後の取組についてをお伺いいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長(和地仁美君) おはようございます。

初めに、夏休み中の子供たちの様子の把握についてであります。夏休み期間中におきましては、各学校が主体となり、プール指導や補習教室、面談などにおいて把握していると認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、児童館・学童クラブを通じた子供たちの様子の把握についてであります。夏休み期間中の児童館では午前8時30分から午後5時まで、学童クラブでは午前8時から最大午後7時まで、各施設を利用する子供たちの見守り等を行っております。見守りをする中で、ふだんと様子が違う子供を認めた場合には、詳細を把握して学校等と速やかに情報を共有するよう努めております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、長期休み明けの指導のポイントやその対応についてであります。国の通知では、学校の長期休業明けにメンタルの不調などから不慮の事件や事故につながる案件が増加する傾向があるとされているため、各学校においては、児童・生徒への心の変化や心のケアに関する指導を長期休業前から重点的に行っていると認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、長期休み期間中の子供たちの居場所についての現状と課題、今後の取組についてであります。児童館、公民館をはじめとした教育関係の各施設においては、その季節に合わせた子供向けのイベントを多数企画し、楽しくかつ有意義な時間を過ごせるよう努めているところであります。

一方、地域においては、青少年対策地区委員会が夕涼み会やピアノコンサートなどを開催し、地域と子供たちの交流を図っております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、第19回平和市民のつどいの総括についてであります。令和5年8月19日の当日は市長として初めて参加した集いであり、文集の朗読やキャンドルの点灯、小・中学生による広島派遣の報告など、心に響く催しを通じて、改めて平和の尊さを痛感いたしました。終盤、雨に見舞われる場面もございましたが、予定していた全てのプログラムを無事終了することができ、平和への意識啓発が図られたものと考えております。

次に、平和に関する教育の現状と今後の取組についてであります。小・中学校では社会科の歴史教育として、戦争の悲惨さや平和の大切さについて学ぶ機会を設けるなど、児童・生徒の発達段階に応じて平和に関す

る教育が行われていると認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、長期休み明けの子供たちの変化に係る教育委員会としての取組について御説明いたします。

初めに、夏休み中の子供たちの様子の把握についてであります。基本的には、各学校において水泳指導や補習教室等を実施する場合は、教員等が参加している子供たちとの会話や様子から状況を把握するようにしております。併せて、子供たちに事故や大きな病気があった場合や、御家庭で心配されるような子供たちの変化については、いつでも御家庭から学校や教育委員会に連絡するよう周知しております。

また、特に配慮が必要な児童・生徒については、夏休みに入る前から、スクールソーシャルワーカー等が各学校からの情報を基に関係機関と連携して個別に相談や見守り等を行っております。

次に、児童館・学童クラブを通じた子供たちの様子についてであります。児童館では、職員が来館した児童の健康状態を確認すると同時に、児童同士での接触等に伴う不慮の事故やけがを未然に防ぐため、細心の注意を払いながら見守りを行っております。また、学童クラブでは、児童が登所した後、早い時間帯に宿題や勉強に取り組み、終わった児童から自由に時間を過ごすことができるような生活習慣の定着に努めており、児童一人一人が降所するまで各クラブの指導員が児童の体調管理に万全を期しております。

どちらの施設においても、子供たちは皆元気に楽しく時間を過ごしております。

次に、長期休み明けの指導のポイントやその対応についてであります。学校の長期休業明けには、メンタルの不調等から不慮の事件・事故につながる案件が増加するため、支援が必要な児童・生徒の早期発見、早期対応に向けた取組の徹底や、全ての児童・生徒の自己肯定感を高める取組の推進を行っております。さらには、長期休業明けの学級活動等において、全ての児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、教職員等、身近にいる信頼できる大人に相談するなどの指導を小まめに行っております。

また、教育委員会では、休み明けのスクールソーシャルワーカーの巡回において、各学校の児童・生徒の様子をさらに丁寧に把握するよう努めております。

次に、長期休み期間の子供たちの居場所の現状と課題並びに今後の取組についてであります。夏季休業期間中の居場所として主なものを申し上げますと、各公民館では、みんなでつくる遊空間と称し、地域の団体やボランティアと連携して様々なイベントを実施しております。また、中央図書館では、自習室として会議室を試行的に開放し、各地区図書館では子供向けのイベント等を実施しております。さらに、郷土博物館では、プラネタリウムにおいて子供たちに人気のキャラクターの番組や特別番組を投影するとともに、戦時中の暮らしや東大和の夏の自然と暮らしに関する企画展示等を行っております。

課題としましては、より多くの児童・生徒に利用してもらうためのPR等が挙げられます。

今後につきましては、国が推奨するデジタル・トランスフォーメーションの進捗により、デジタル技術を活用した新たな発想の取組が期待できるものと考えております。

次に、教育委員会としての平和に関する教育の現状と今後の取組についてであります。一例を申し上げますと、小学校では第6学年の社会科の学習において、中学校では社会科の歴史分野において、戦時下の国内状況や国民の生活について学ぶ機会があります。長く続いた戦争の中で、国内各地への空襲、沖縄戦、広島・長

崎への原爆投下など、国民が大きな被害を受けたことなどを理解することや、戦争が人類全体に惨禍を及ぼしたことなどを理解しながら、国際協調と国際平和の実現の大切さを学習しております。

現在教育委員会では、各校での歴史教育活動を充実させる一環として、旧日立航空機株式会社変電所の積極的な見学について奨励しており、見学の際に使用するバスの費用を予算化しております。そのため、歴史教育の一環として変電所を見学に行く学校が増え、総合的な学習の時間において見学等で得たことをまとめる学習などを行っている学校もございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、幾つか短く再質問させていただきます。

東大和市の小・中学校も先月8月25日から再開をして2学期がスタートいたしました。また、全国的に夏休み明けに増えるのが子供たちの、あえて不慮の事故とお伝えしますが、不慮の事故が大変増える時期だというふうに言われています。子供たちが年間で一番精神的に不安定になるこのような時期に万が一の悲劇を防ぐために、子供たちを見守る家庭や学校、教育委員会がどうすればよいか、この時期はいつも以上に子供たちの体調面は大丈夫か、ふだんと違う様子はないかなど、いつも以上に見守ることが大切であるとも考えています。現在の取組も含めて幾つか改めてお伺いをさせていただければというふうに思います。

まず、先ほど教育長のお話から幾つか、水泳指導や補習教室等はあるということで、参加されるお子様たちのことは多分把握はできてると思うんですが、公立なので、特に登校日等を設けて児童・生徒の様子を把握することというのは特に取組があるのかどうかだけ教えていただけますでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現在市内の学校では特段登校日を設けている学校はございませんが、夏季休業期間では個人面談を行ったり、小学校におきましては夏季水泳指導や補習教室、そして中学校におきましては部活動などを行ったりしておりますので、そういった機会を通して児童・生徒、家庭の様子を把握しております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

また、日頃から、休みに入る前もそうですが、特に配慮が必要な児童・生徒ということが数人いらっしゃると思うんですが、夏休みに入る前から対応を行っていることということですが、もう少しだけ具体的に教えていただけますでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 教育委員会では、昨年度からスクールソーシャルワーカーを3名体制にし、各中学校区ごとに担当を配置して定期的に巡回指導、対応をしております。スクールソーシャルワーカーとは情報共有会を定期的に行っており、対応の進捗確認や今後の対応策の検討などを行っており、その上で、教育指導課所管の教育相談機関と市長部局における子供の居場所を担当しているマトカや、そえるの代表者が集まる代表者会を行い、特に配慮が必要な児童・生徒、家庭などにおきましては共通理解をし、対応策の検討を行っております。

この情報共有会と代表者会において、長期休業期間前は、特に配慮が必要な児童・生徒、家庭の状況を共有し、休み前に当該児童・生徒、在籍校の教職員、保護者などと関係機関が接点を持ち、対応や状況に応じて、休業期間中の面談や見守り、声かけ、学習支援などを行っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

同じく、児童館や学童クラブも子供たちが通う場所でございますが、子供たちの様子を把握することというのは教育委員会としてあるのかどうかも含めてちょっと御回答いただければと思います。

○青少年課長（石川博隆君） 児童館や学童クラブにおきましては、見守りの中でふだんからそういったいわゆる気になる児童については特に気にかけて注視をするとともに、ほかの子供たちに対しても服装の乱れですとか、身体についたあざですとかけがの状態等、細かい変化を見落とさないように配慮をしているところでございます。

万一、こういった著しい変化が認められるような場合につきましては、速やかに学校や関係機関とも連携を図り、情報共有を行っているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

現在8月25日から始まって1週間ちょっと経ってますが、一番今観察している一番大事な時期じゃないかなと思うんですが、長期休み明けの子供たちの様子を観察するポイントについて、その後の指導や見守りの具体的な対応を少し詳細を教えてくださいたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 各学校では、新学期に入りますと、特にスクールカウンセラーや養護教諭などが日常的に校内を巡回し、児童・生徒の様子を丁寧に把握するとともに、学級活動や道徳などの時間を活用して、各学級や学年ごとに児童・生徒の心の状況に寄り添った指導を行っております。

また、教職員間においても、夏季休業期間直前と新学期に生活指導全体会などを設定し、児童・生徒の様子について学校全体で共有するとともに、様子の変化などにより気になるケースが出た場合は、スクールソーシャルワーカーや教育委員会と連携をし、関係機関に迅速につなげる対応をしております。

観察するポイントの一例としましては、興味・関心の変化、注意力の散漫、成績の変化、精神状況の変化、身だしなみの変化、食欲不振や体重の変化による不調、あとは交流関係の変化などがあります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

休み明け、保護者で交差点とか立っていると、いつも元気ある子供が、寝不足もあるのかもしれませんが、それ以外に少し元気がないかなとか、痩せてるなという子が、多くはありませんが、その辺もやはり今観察するポイントの一例の中に入りましたので、恐らく教育委員会として見ていただいているのかなというふうに思っています。

精神的なストレスで学校に行きたくないと言ってるお子さんもいらっしゃるというふうに伺ってますので、またそのあたりも恐らく、今伺いましたけど、既に取組をされて、今一番大事な時期で非常に、恐らく教育長のほうからも指示があって、各学校が今一番緊張感を持って見ている時期なんじゃないかなというふうに思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

また、長期休み期間においては、様々な家庭のお子さんでも当然いらっしゃると思います。子供たちの居場所についてもしっかりと確保すべきと考えます。子供の居場所づくりについて現状課題、今後考えられる取組等ありましたら教えてくださいたいと思います。

○青少年課長（石川博隆君） 市長、教育長から御答弁させていただきましたように、児童館をはじめ公民館、図書館、郷土博物館では、長期休み期間においては様々な企画を用意しまして、子供たちの居場所という形で

提供してございますが、複雑な事情を抱える子供を含む多くの子供たちにそういった情報がなかなか浸透していないことが課題であると認識してございます。

今後デジタル技術をより活用していくことによりまして、SNS等で子供たちが慣れ親しんでいるデジタル端末等にもっと積極的に情報発信していきまして、身近なところに様々な居場所があることを知ってもらったりですとか、また反対に子供たちからそういったニーズを発信してもらって、子供たちがより利用したくなる居場所づくりができればと、このように考えてございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

この項はこれでまとめたいと思いますが、児童・生徒の自ら、先ほど不慮の事故とお伝えしましたが、やっぱり進路の悩みであったり学業の不振もあると思いますし、特に家庭の親子関係の不調というか、不和というか、そういうのがあると思いますので、ぜひ身近な先生方は今、神経張り巡らせてやっていただいていると思いますので、ぜひ引き続きお願いしたいと思います。

一年で一番プレッシャーかかるのがやっぱりこの夏休み明けの時期と言われてます。9月半ばは毎年不慮の事故を伴う週間という活動もありますが、子供たちが一人で悩まずに、心のSOSに対して家庭、学校、教育委員会がそのことに対して気づきがあるように、子供たちに寄り添ってこの時期取組を、現場の指示をぜひお願いしたいと思います。

また、学校に通うことが不慮の事故を選ぶほどの心の負担になっていることもあり、今回のケース以外でも、もしどこかで安心できる場所が子供たちに今以上に提供できるなら、様々な家庭の事情で、勉強等でも悩んでる子供の居場所づくりということで考えれば、改めて市の公共施設や関連施設なども再点検をしていただきまして、少しでも子供たちの新たな居場所づくりをしていただきたいと思います。

このことを要望させていただきまして、この項は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

2番の平和事業に入りたいと思います。

先日、第19回平和市民のつどいが開催をしました。歴代市長も東大和市における平和活動、平和教育については熱心に取り組まれていましたので、先ほど市長答弁では、今回の平和市民のつどいの活動を通じて、心に響く催しを通じ、改めて平和の尊さを痛感したと御答弁をいただきました。新市長としても今後は様々なアイデアをたくさん出しながら、この催しの根本的な継続はしていくのだろうと感じましたので、数点質問させていただきまして終わりたいというふうに思います。

改めて、平和市民のつどい第19回の総括について、詳細と課題、今後新たな取組を考えているようであれば教えていただければと思います。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 第19回平和市民のつどいの詳細といたしましては、当日、厳しい暑さと、また市長から御答弁ございましたとおり、終盤、雨に見舞われたにもかかわらず、延べ約750人の方々に御参加いただきました。令和4年度比で100名程度の減少となりましたが、猛暑となりました日中の出足の鈍さが影響しているものと考えてございます。夕方からのステージテントにおける催しが始まってからは多くの方に御来場いただき、立ち見の方もおられるほどでした。また、啓発物品といたしまして、変電所をデザインのモチーフにいたしましたコットンバッグを400枚製作いたしましたので、当日は残すことなく来場者等に配布することができました。

課題といたしましては、来場者や催物の参加者、従事職員等の健康面におきまして、暑さによる影響が非常に大きいことが挙げられるかと考えております。令和6年度開催に向けた取組といたしましては、こうした暑さへの対策を講じるとともに、より安全面へ配慮いたしまして、平和意識の高揚を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

確かに暑さの面、来年以降も非常に暑いというふうに言われてますので、時期は多分この時期がいいのかもしれないけれども、その含みを持たせていただいて検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次世代の子供たちへ恒久的な平和教育は必要と強く考えております。これまでの取組の詳細と他の自治体の平和教育を参考にし、今後取り組んでいきたい平和教育の内容等あれば、詳細を教えていただければと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 平和に関する教育についてであります。戦争を体験していない児童・生徒が少しでも実感を持ちながら当時の様子を捉え、考えるためには、当時の様子が分かるものや施設を活用して学びを深めることが有効的であると考えます。その点において、本市には市内に旧日立航空機株式会社変電所がありますことから、これまで全小学校が見学できる環境を整備してまいりました。

今後につきましては、変電所の活用に加え、地域人材などを活用し、語り部による講話を入れたり記念館などの協力を得たりしながら、平和に関する教育を充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

旧日立航空機変電所、これをしっかりと保存していただきながら、戦争を当然経験したことない子供たちに一体どのように伝えていくかということが一番大事だと思いますので、なかなか難しい課題もあると思いますが、教育長と市長とリーダーシップの下、ぜひ進めていただきたいと思います。

この項も締めたいと思いますが、広島市の教育委員会の平和教育を少し確認させていただきました。小学校低学年の頃から取組をしているようで、被爆当時の人々の気持ちに触れながら、人間や動植物を尊重し、大切に育てる心、高学年では被爆や復興の様子を理解するとともに、自分たちの住んでいる郷土の発展に努めてきた人々への尊敬や感謝の念を深める取組をしているそうです。中学生については、よりよい社会のために解決すべき課題を探求し、自身の考えをまとめ、世界平和に関する問題について自身で考察をするという授業に取り組んでいるそうです。

今後東大和市としても、引き続き発達段階に応じた平和教育の実施をお願いするとともに、平和であることがどれだけすばらしいことなのかをお伝えしていくことも大切な教育であると考えますので、取組をぜひお願いしたいと思います。

次世代の小・中学生に平和の尊さを教える機会の創出をぜひ継続し充実するように併せて、とにかく多くの市民の方に東大和市が主催している平和市民のつどいに様々な形で参加をしていただけるように、市長含め理事者の皆さん、改めてアイデアを出していただき、取組の発展も、こちらを併せて要望させていただきまして、この項も終了させていただきたいと思います。

以上で今定例会の私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 高 峰 章 君

○議長（東口正美君） 次に、13番、高峰 章議員を指名いたします。

[13番 高峰 章君 登壇]

○13番（高峰 章君） おはようございます。

会派無所属、日本維新の会公認、高峰 章と申します。第3回定例会において、通告に従い、8項目の御質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1番であります、「東大和市健幸都市宣言」及び「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプラン」とちよこバスとの関連性についてであります。

①「東大和市健幸都市宣言」と「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプラン」は、当市の公共交通機関である「ちよこバス」の利便性と関連すると考えますが、市の認識についてお伺いいたします。

次に、2番、旧日立航空機株式会社変電所、東京都指定文化財登録についてであります。

①令和5年第2回定例会以降の取組と今後の考え方についてお伺いいたします。

3番、「東大和市暮らし・しごと応援センター そえる」についてであります。

①相談室という認識を踏まえた、適切な場所への移転を含めて早急に検討していただきたいと思いますが、市の認識についてお伺いいたします。

4番、令和9年度開校予定の東京都立特別支援学校についてであります。

①通学等における風評についての対策を、東京都と連携するなど、今から本市として検討してもらいたいと考えますが、市の見解についてお伺いいたします。

②具体的には、どういった取組が考えられるかお伺いいたします。

5番、本市での障害者雇用の実態についてであります。

①本市における障害者の雇用の実態と雇用について市の見解をお伺いいたします。

6番、経常収支比率についてであります。

「東大和市第6次行政改革大綱」において、この経常収支比率を90%以内に抑えることを目標とされております。

①90%とするのは、どういった考えに基づくのかをお伺いいたします。

②達成に向けた課題及び取組についてお伺いいたします。

次に、7番であります。庁舎内階段・廊下の表示についてです。

①人どうしがぶつかり合うような不用意な事故が起こらないように、庁舎管理の一環として、表示を早急に設けてほしいと考えますが、市の見解についてお伺いいたします。

最後、8番になります。「まちピアノ」の開催についてであります。

まちピアノは、東大和市第五次基本計画の「基本施策2 健康であたたかい心のかよあうまちづくり」と「基本施策4 心豊かに暮らせるまちづくり」に合致するものと考えます。さらに、イトーヨーカドー東大和店などで開催できれば、街の賑わい、産業振興にも資すると考えます。

①コロナ禍も一段落し、「まちピアノ」が開催できる条件は整っていると考えます。ピアノを搬入する程度

のことなので、経費も多くは要しないと見込めますが、「まちピアノ」の取組について、市の見解をお伺いいたします。

壇上での質問は以上としまして、再質問等については自席で行わせていただきます。よろしくお願いたします。

[13番 高峰 章君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長(和地仁美君) 初めに、健幸都市宣言及び健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプランとちょこバスの利便性との関連についてであります。健幸都市宣言に基づく取組となるアクションプランでは、孤立を防ぐ社会参加の促進など5つの取組方針を定め、健康に関する各種事業に取り組むこととしているため、ちょこバスと関連づけた内容とはなっておりません。

次に、旧日立航空機株式会社変電所の東京都指定文化財登録に向けた取組と今後についてであります。東京都に改めて文化財指定の照会をしたところ、現状におきましても候補とはなっていないとの回答でした。今後も適宜、東京都へ確認してまいりたいと考えております。

次に、東大和市くらし・しごと応援センター そえるの移設についてであります。本定例会初日に議決をいただきました一般会計補正予算(第4号)に基づき、ひきこもり支援事業との連携を念頭に、市役所本庁舎2階に移設する予定であります。

次に、都立北多摩地区特別支援学校(仮称)の通学等における風評についてであります。東京都教育庁からは、一般論として、地域住民の中には知的障害のお子様が身近にいないことから不安を感じる方もいると認識していると聞いておりますが、市といたしましては風評は特段ないものと認識しております。

次に、具体的な取組についてであります。東京都教育庁からは、学校公開や行事の中での交流を通して、地域の皆様に知的障害のお子様を知っていただく機会を設けるよう努めていくと聞いております。市としましても、令和9年度の開校に向け、東京都教育庁と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、市における障害者雇用についてであります。令和5年6月1日現在、法定雇用率2.6%に対し、実雇用率は2.36%となっております。法定雇用率を達成できるよう、障害者雇用のさらなる推進に努めてまいります。

次に、経常収支比率の目標を90%以下としていることについてであります。一般的に望ましいとされる水準はおおむね70%から80%と言われております。一方で、本市では、第5次行政改革大綱の取組項目として、時代に即した新たな政策的取組に弾力的に経費を充当できるよう90%以下を目標に設定しましたが、達成できていない状況にあります。引き続き目標の達成に努めてまいりたいと考えております。

次に、経常収支比率の目標達成に向けた課題と取組についてであります。算定に当たり、分子となる経常的な経費に充当した一般財源につきましては、今後も社会保障関係経費のほか、介護保険や後期高齢者医療に係る特別会計への繰出金が増加していく見込みであります。また、分母となる経常一般財源につきましては、市税収入は数年来、おおむね一定程度の水準で推移してまいりましたが、今後の生産年齢人口の減少を踏まえると、市税収入も減少へ転じることも考えられます。

今後につきましても、引き続き収納率の向上に努めるほか、地方交付税などの動向に留意しながら、さらなる特定財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、庁舎内での事故を防ぐための表示についてであります。これまで庁舎内の階段や廊下において大き

な事故は発生しておりませんが、引き続き適切な庁舎管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、まちピアノの開催についてであります。現在市内で、まちピアノは開催されておりましたが、他自治体では、鉄道会社や商店街などの民間事業者などや自治体の主催により、まちピアノが開催されていると認識しております。

開催する場合には、ピアノ演奏ができる会場並びに会場の安全、またピアノの確保、維持・管理などの課題があり、当市主催での開催は難しいものと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○13番(高峰 章君) どうも御答弁ありがとうございました。

それでは、幾つかにわたりまして再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず1番であります。市民の皆様が様々なイベントや健康づくり事業に参加するに当たりまして、当市内の一つの交通機関としてちょこバスを利用している方もおられると思います。この点について、市の認識について伺いいたします。

○健康推進課長(幸村有紀君) 健康づくり事業に参加する市民のちょこバスの利用についてでございますが、参加される方の移動方法につきましては個人個人の状況により様々であり、ちょこバスを利用されることも考えられますが、その状況につきましては把握をしておりません。

以上でございます。

○13番(高峰 章君) 今後の要望として申し上げさせていただきます。

健康づくり事業に参加する市民がちょこバスを利用されていることも考えられるとの認識をいただきました。健康づくり事業とちょこバスとは、度合いは別として、関連性があると思いますので、今後ちょこバスの利便性について御検討をいただくようお願いしたいと思います。

次、2番に移らせていただきます。

旧日立航空機株式会社変電所を東京都指定文化財登録についてであります。これは要望のみを申し上げます。

東京都指定文化財登録を今後適宜確認されるとのこと、誠にありがとうございます。ずっと先になるかもしれませんが、重要文化財指定も視野に入れていただければと思います。これらの指定を受けることによって、平和を発信する変電所の意義がより高まること、また東京都や国の予算での運営が可能となり、これまで変電所に充当していた予算を他の事業に振り向けることができるというような大きなメリットもあるのではないかと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

3番に移らせていただきます。

東大和市くらし・しごと応援センター そえるについてであります。

そえるの業務の中核は、相談者との相談という機能であると考えております。このたびの移転によって、相談を行う場である相談室の環境整備、相談室の数、ひきこもり支援事業との連携及びすみ分けについて、具体的にどう考えておられますでしょうか。

○生活福祉課長(青木一麻君) 東大和市くらし・しごと応援センター そえる、移設先の相談室などについてであります。市長答弁のとおり、現在ひきこもり支援事業との緊密な連携を念頭に、本庁舎の2階を移設先として調整を行っております。レイアウトについても現在調整中ではございますが、利用者が相談しやすく、

かつプライバシーにも配慮した環境にしたいと考えております。

次に、相談室につきましては、個室を1つ以上設置する予定ではありますが、数については現在調整中でございます。

なお、当日の相談状況などにより相談室に不足が生じた場合は、生活福祉課横の福祉相談室も活用する考えでございます。

最後に、具体的なひきこもり支援事業との連携及びすみ分けについてでございますが、それぞれ独立した事業でありますことから、相談の窓口も独立しておりますし、初回相談もそれぞれの支援員が行う形になります。

一方で、2つの事業を距離的に非常に近いところで実施することにより、例えば、そえるの相談に来所した方の世帯内にひきこもり状態の世帯員がおられる場合などには、御本人の同意を得て、その場でひきこもり支援事業の支援員も同席してもらうなど、相談者のニーズに即した支援をより効果的に行えるような連携体制が構築できるものと考えております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） ありがとうございます。

要望として申し上げさせていただきます。

私は相談業務の経験があるから、余計にこの相談業務について関心が行く点があるんですけども、相談業務というのは、ごく理想的なことを言えば、リピートしていくっていう点にあると思っております。そのリピートの意味は、クライアントがここでもう相談はしなくても、もう分かったという状態で帰ってもらうというのがある一種の理想的な姿だと思うんですね。相談室の機能を充実させるということは、クライアントが相談室に来る回数が増えるということの意味するわけでありまして、したがって、相談室の環境整備ができた状態で、互いにリラックスした環境で心を打ち解けて相談をするということが大事だと、こういう観点に僕は立っております。そういう点で今回相談室の環境整備について申し上げさせていただきました。

国家資格のキャリアコンサルタント試験になんか、よく相談室の環境整備っていうのがまず最初のほうに出てくる問題でもあります。私もかつて秀和システムから相談室の場面という分野を担当しまして、出版の共著を出したことがあるんですけども、今回の相談室の設営に当たって、やはり相談者が落ち着いてリラックスした雰囲気でお話ができるように、お花であるとか絵画などを設置していただくようなことが好ましいことではないかなっていうふうなことを思っております。御答弁いただいておりますように、相談しやすい環境をつくるために、こうした配慮というのも御要望いたします。

また、大変おこがましいお願いではございますが、このたびの移転が全て完了した時期に、相談室なんかを見学させていただければありがたく存じます。

では、次に参ります。

令和9年度開校予定の東京都立特別支援学校についてであります。

まず一つは、通学等における風評は特段ないと認識されているということでした。今後もし、今後っていうのは、開校以降にもし風評が発生した場合を想定した対応というのが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 市長答弁にもありますとおり、東京都教育庁からは、学校公開や行事の中での交流を通して地域の皆様に知的障害のお子様を知っていただく機会を設けるように努めていくと聞いております。

具体的には、特別支援学校のグラウンドや体育館を地域住民に開放することや、実習の一環としてのカフェ

実習などにより地域との交流を図ることを検討しており、それらの交流を通して地域の皆様に知的障害のお子様を知っていただけるように努めていくことが重要と考えていると聞いております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） ありがとうございます。

要望として申し上げさせていただきます。

令和9年度の開校ですので、まだ3年半ほどあるのでちょっと遠いことのような点があるんですけども、今回、福島の処理水の問題の恐らく最大のポイントっていうのは風評じゃないかなというふうに思っております。で、幾ら科学的根拠がこうであるという数値を幾ら出しても、その科学的根拠を信用しないという考え方に立ってしまうと、風評っていうのは幾らでも流れやすくなるんじゃないかっていうことで、ニュース報道なんか見てましても、処理水を毎日検出して、そのデータを出していくということで、科学的根拠をとにかく国民に知らせていくことによって信用性を高め、風評を封じ込めていくっていう戦略に立っているんだと思うわけです。しかし、逆にこれは言えば、風評っていうものがいかに産業経済に影響していくかっていうことの裏返しでもあるわけですね。

そういう意味において、学校が始まった前後に、もしこの知的障害者が、知的障害者というのは大きな声を発するとか、奇声を発するとかいうような風評がもし出るっていうふうなことになった場合は、せっかくこの東大和市に知的障害学校ができる、またこれまで東大和市の知的障害者の御父兄は1時間半かけて羽村にある特別支援学校まで通わせなければならなかったっていうふうなところから、今回東大和市に特別支援学校ができるということは、知的障害者の御父兄にとっても大変安堵できることじゃないかなと思うんです。こうした風評対策っていうものも今後、少し早いですが考えていただければということを書いて今回こういう一般質問をさせていただきました。

御答弁いただきましたように、東京都における事業であるわけですので、今後も引き続き市と連携していただくということをお願いいたします。

では、次にまいります。

当市の障害者の雇用の実態についてであります。

今の質問で、東大和市内に整備される東京都立特別支援学校の市と東京都との連携などについては御答弁をいただきました。障害のある児童・生徒の皆様はもとより、保護者の方にとっても、住み慣れた地域で学習することができることについては大きな期待を寄せられていると思います。今申し上げた、随分、1時間半をかけて羽村まで通うことがなく、この近隣で自分の子供が特別支援学校に入学できるという、非常に御父兄の方にとって安心感が出る環境ができているということが言えると思います。

一方で、先ほどの市長答弁でありました当市における障害者雇用率は、令和5年6月1日現在2.36%とのことであり、市内に整備される特別支援学校の存在は、単に学習の場にとどまらず、市が事業所の立場として障害者雇用を進めていく上でも身近な存在となると考えます。この点について、市の認識についてお伺いいたします。

○職員課長（高田匡章君） 当市におけます障害者雇用につきましては、近年改善傾向が見られたような時期もございましたけども、先ほどの市長答弁にもございましたとおり、法定雇用率を若干下回っている、そういった状況でございます。

市内に整備予定の東京都立特別支援学校につきましては令和9年度に開校予定ということであり、学校を卒

業された方々、または進学される方々の就労というものはもう少し先の話になるかとは思われますが、就労に関する情報提供のほか、各種相談であったり連携などを図らせていただくことは、市が会計年度任用職員を含め障害者の雇用を進める上で貴重な機会であるというふうに捉えているところであります。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） ありがとうございます。

要望として申し上げさせていただきます。

職員の採用につきましては平等に行われるものであり、例えば市内の特別支援学校や特定の機関からの受入れとか、または優先して受け入れるとか、こういった取扱いができないことは私自身も承知しているところであります。

一方で、市内に整備される東京都立特別支援学校の存在意義は、これまで、今申し上げてきたように私自身やはり大きなものと考えております。ぜひとも労働者を雇用する事業所として、受入れについても積極的な関わりをお願いしたいと思います。

関連して、次の再質問をさせていただきます。

障害者を受け入れる上での体制整備についてであります。

障害者を受け入れる上での体制整備についてですが、障害者の方の中でも、とりわけ知的障害者の雇用の受入れに当たっては事業所として配慮すべき点も多いかと思われます。今後受入体制を整備していくことが必要と考えますが、市の認識について伺いいたします。

○職員課長（高田匡章君） 知的障害の方を職員として受け入れるに当たっての配慮、また課題等ということでもありますけども、市では令和3年3月、東大和市障害者活躍推進計画というものを策定し、取組等を行っているところであります。

この計画は、障害のある方を広く対象とした計画でありますけども、課題につきましては、障害のある職員が円滑に職場になじみ、そしてやりがいを持って働き続けることができるよう、職場内における様々な障害についての理解促進であったり啓発のほか、障害の程度や個々の能力に応じた職務の選定、職務の創出など、他市で行われているものも参考にさせていただきながら、取組のほうを充足させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） ありがとうございます。

要望として申し上げさせていただきます。

これは本当に3年半の後になりますけども、3年半といいましても、これから校舎を造って行ってということを考えれば、こういうふうな体制づくりっていうのは実際には3年半たった時点で行うわけではありませんので、少し早いとはいえども、近々起こってくる問題なのかなというふうに思ったりもしております。特別支援学校に対して、就労に関する情報提供ほか、各種相談や連携などを図らせていただくということが市が会計年度任用職員を含めた障害者の雇用を進める上で貴重な機会と捉えているとの御答弁をいただきました。このためにも、知的障害者の受入体制の整備について今後御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、7番、庁舎内の階段、廊下の表示についてについて再質問をさせていただきます。

引き続き適切な庁舎管理に努めたいとの御答弁をいただきました。

このたび私は、特に階段などで出会い頭なんかの事故を防ぐため、矢印のマークか何かを考えました。多くの来庁者がある市庁舎にとって早急な対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○総務管財課長（関根 崇君） 庁舎の階段につきましては、日々様々な方が御利用されていらっしゃいます。矢印マークなどにより通行区域を指定することにつきましては、かえって利用できなくなる、しづらくなる方もいらっしゃるかと思います。そういった部分では課題があるというふうに考えております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） 区域を指定することに対して課題があると考えているとのことですが、適切な管理をしていただくために、具体的にどういったことを考えておられますでしょうか。

○総務管財課長（関根 崇君） どのように利用するかにかかわらず、階段利用の際には前後を確認し、互いに譲り合って利用することが重要であるというふうに認識しております。

今後につきましては、現在の利用状況を踏まえながら、必要に応じて安全利用の啓発などに関する研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） ありがとうございます。

要望として申し上げさせていただきます。

来庁者が階段利用の際など、来庁者同士の気配りということを要望されてるというふうに今の御答弁はお聞きしました。しかし、階段なんかの出会い頭の事故などは、来庁者同士の気配りという次元にとどまらないのではないかというふうに思ったりしております。やっぱり来庁者のみに期待をする、配慮を要望するというだけのことはちょっとできないのではないかなというふうに思ったりします。御答弁いただいていますように、市として安全利用の啓発ということについて今後早急に研究していただきたいと思います。

では、最後になりましたが、8番の再質問をさせていただきます。

まちピアノについてであります。

当市で開催が難しいということですが、他市ではいろいろと工夫しながら行われております。市主催でないならば、あるフェスティバルの方が主催で市が後援になるとかいうふうなこともあるようです。

当市でできる、できないというのはまず別として、そのまちピアノの意義、よくまちピアノであるとか、駅ピアノであるとか、ストリートピアノであるとか、いろいろな表現されているようですが、もともとイギリスで始まったことらしいですが、このまちピアノの意義というものについて、市の認識はいかがでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） まちピアノの意義についてであります。自由にピアノを演奏したり聴いたりできることを通じまして、気軽に音楽に接する機会の創出、にぎわいの創出や話題性などにつながるものと考えております。

以上でございます。

○13番（高峰 章君） ありがとうございます。

御要望として申し上げさせていただきます。

今御答弁いただいたように、まちピアノの意義と効果については確認をさせていただきました。当市はイトーヨーカドー東大和店さんと民間の包括連携の関係にあることなどから考えまして、例えばイトーヨーカドー東大和店さんでの開催なんかは私は候補に挙げられるのではないかなというふうに思っております。

まちピアノは、今御答弁いただいた音楽に接する機会の創出だとか、にぎわいの創出、話題性などっていうふうなこと以外に、やはり子供さんが演奏するようなことが割と多いもんですから、その子供さんが学校の教室といったところを離れて、不特定多数の聴衆がいるという環境の中でこのピアノを演奏することによって音楽への新たな気づきを発見するとか、大変斬新な経験をするとかいったような教育的な効果もあるんじゃないかと拝察しております。

今後、年に2回程度が理想かなと思ってるんですけども、試行的に1年に1回でも結構ですが、実現に向けた取組を御検討いただければと思います。

以上で8項目、全て終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、高峰 章議員の一般質問は終了しました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（東口正美君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋義博です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、災害対策について。

①自助・共助・公助についての基本的な考え方と具体的な取組について。

②住宅の耐震化について。

③災害用トイレについて。

2、市民の身体・財産保護について。

①振り込め詐欺などによる犯罪被害についての現状と対策について。

②認知機能の低下などにより、判断能力が低くなった市民の財産保護について。

③身寄りのない方の対策について。

④成年後見制度について。

⑤①から④に対する法意識の醸成についてです。

壇上での質問は以上とし、再質問については自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、自助・共助・公助の基本的な考え方と具体的な取組についてであります。自助とは、災害が発生した際、まず自分自身や家族の安全を守ること。共助とは、地域やコミュニティーといった身近な人たちが協力して助け合うこと。公助とは、市、消防、警察、自衛隊などといった公的機関による救助・援助のことです。

具体的な取組として、市が実施する総合防災訓練や防災出前講座等を通じて防災知識の習得・向上に努めることにより、災害発生時に、より多くの市民が自ら行動できるようになることで自助から共助へとつながっていくようになると考えております。

そのため、市といたしましては、市全体の防災訓練のほか、地域ごとの訓練や出前講座の充実に努めているところでございます。

次に、住宅の耐震化についてであります。東大和市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断、耐震改修及び除却に対する助成や耐震化に係る普及啓発など、住宅所有者の主体的な対応を促す取組を行っております。

具体的には、市報、ホームページへの掲載、窓口でのパンフレットの配布などにより、耐震化に係る各種事業、制度などの概要、対応窓口など、有用な情報提供を行っております。

次に、災害用トイレについてであります。被災後、断水した場合に備え、市では既存のトイレにかぶせて使用する携帯トイレを備蓄しております。

また、避難所となる小・中学校と広域避難場所の上仲原公園など18か所にマンホールトイレを整備しております。このマンホールトイレについては、小・中学校に整備した応急給水栓や学校のプール、震災対策用井戸などで確保した水を使用することを想定しており、し尿を一時的に貯留し、放流先の公共下水道本管に排除するものであります。さらに、東大和市清掃事業協同組合と災害協定に基づいた仮設トイレの設置などにより対応してまいりたいと考えております。

次に、振り込み詐欺などによる犯罪被害の現状と対策についてであります。市内における振り込み詐欺を含めた特殊詐欺の被害状況は、令和5年1月1日から6月30日までで13件となっております。防犯対策については、警視庁では、在宅中でも留守番電話の活用や番号表示サービスを利用する、知らない電話には出ない、電話でお金の話が出たら家族に相談することなどを勧めており、市においても、市報をはじめ市公式ホームページやSNS、青色回転灯パトロールカーなどで情報発信に努めております。また、東大和警察署や東大和市防犯協会等と連携し、情報の周知やパトロールにも努めているところであります。

次に、認知機能の低下などにより判断能力が低くなった方の財産保護についてであります。権利擁護事業につきましては、社会福祉法人東大和市社会福祉協議会において、あんしん東大和を実施しており、福祉サービスの利用援助の一環として日常的な金銭管理サービスを行っております。また、認知機能の低下が進行し、財産管理等に関する法的な保護を必要とする場合には、御本人や御家族に対し成年後見制度の利用を勧める場合もあると伺っております。

次に、身寄りのない方への対策についてであります。市では、親族などの身寄りのない独り暮らしの高齢者への支援として、高齢者見守りぼっくすによる戸別訪問や電話連絡による見守り支援を行っております。また、認知機能の低下などにより判断能力が十分でない方につきましては、老人福祉法などの規定に基づき、市町村長による法定後見の開始の審判について家庭裁判所に申立てを行い、成年後見人の選任等の支援を行っております。

次に、成年後見制度についてであります。成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者である成年後見人等を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度であります。高齢化の進展に伴い認知症の方々が増加していることから、財産管理や身上監護の面で支援を行う成年後見制度の重要性は今後高まっていくものと認識しております。

次に、財産管理に不安のある方などに対する法意識の醸成についてであります。社会福祉法人東大和市社会福祉協議会において実施している、あんしん東大和では、弁護士、司法書士、社会福祉士等を講師として、あんしん講座を開催するなど、市民の皆様の法意識の醸成を図るための取組を進めているところであります。また、専門職員による成年後見専門相談や福祉法律相談も行っております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○21番(床鍋義博君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず1番、災害対策についての自助・共助・公助についての質問ですけれども、まず自助を求めるに当たって、市として具体的に、市民の方に具体的にどこまでの自助を求めているのか、市の見解を伺います。

○総務部参事(関田孝志君) 全ての市民の皆様に、東大和市防災計画において、身の安全、日頃からの備えはもとより、被災生活の備えとして、平時から震災後最低3日分、推奨は1週間分の水や食料等の備蓄等と呼びかけておるところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 次に、そのための市の計画などについて伺います。

○総務部参事(関田孝志君) 自助を求める計画につきましては、地域防災計画の第2部第2章第5節1、自助による市民防災力の向上においてという中で表記してございます。内容につきましては、先ほど申し上げたとおり、食料など備蓄等の呼びかけをしているところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 呼びかけということだったんですけども、それを今呼びかけ以外のところで自助を促進するための全体の周知っていうんですかね、そういったところの取組はどのようなことを行ってますでしょうか。

○総務部参事(関田孝志君) 自助を推進するために、周知につきましては、防災マップに表記するとともに、総合防災訓練、また避難所開設訓練、防災モデル地区事業を通して市民の皆様に周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 防災訓練で周知してるのは私もよく見ていますけれども、防災訓練について、地域ごとに参加される方っていうのは積極的な方、非常に防災意識が高い方が多いと思われまして。日頃、逆にそういう対策をしないで、災害が起こったときにだけ地域や行政に頼るといったことでは、この自助のインセンティブが効かないということが考えられますけれども、そのようなことについて市はどのような見解をお持ちでしょうか。

○総務部参事(関田孝志君) その場合は、災害は他人事というふうに考えてる方が多いのではないのでしょうか。訓練など参加せず、災害への認識が不足しており、いざとなれば公助により助けてもらえるというふうに認識しているものではないかと思われまして。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) となると、先ほど今自助については知らせるということでしたんですけど、もう少しインセンティブを高めていくっていう施策が必要だというふうに思いますが、そのあたり市はどのように考え

てますでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 自助を推進していくためには、各自が防災知識を身につけ、自分自身のこととして捉え、考えていただくことが第一であるというふうに考えてございます。そのためには、いかにして各自が主体的に防災訓練や防災講話に参加してもらうか、防災関連の冊子やパンフレットを手にとってもらえるか、さらなる工夫が必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） やはり自助を進めるということはもちろん大事なんですけれども、行政は言いにくいかもしれないんですけども、そういった自助をしないとデメリットであるっていうことを住民の方に知ってもらわなければ、やはり自らやっていく、最終的には多分行政が何とかしてくれるんでしょうっていうふうに思ってしまうと思うんですね。だから、そういったことを思ってもらわないためにも、自助をするとこれだけ得だけど、自助をしないとこれだけ大変だよということをしっかりと、言い方は難しいんですけども、そういったことを防災の訓練とかで示していくことも大事かなというふうに思います。

以前に、この質問何度もしてるんですけども、耐震化基準が改正された後に建築されたマンションについては、トイレの問題さえ解消すれば自宅で避難生活を送る、いわゆる籠城ということが現実的に可能であって、そのために避難所に多くの避難民が殺到することを避けるということを訴えておりました。その籠城することのデメリットは、情報が届きにくいということと、食料が配付されないっていうことなんで、この点について市として何か考えてることがあれば教えてください。

○総務部参事（関田孝志君） 情報が届きにくいということについては、市では災害時の情報伝達方法として、防災行政無線のほか、市のホームページ、SNS、広報車等、あらゆる手段を活用していくことを考えてございます。また、食料の配付につきましては、現時点では、備蓄する食料は、自宅が倒壊して在宅避難ができず避難所で生活する避難者を想定してございます。避難所避難者を中心に配付することとなりますが、市内の被災状況や避難者の数などを勘案し、災害対策本部から食料等を配付することも考えられるのかなと思ってございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 最近のマンションでは、管理組合のところから各住戸に放送施設がつながって、管理組合に一つ情報が通れば全戸に放送が行き渡るというシステムがあるマンションも結構多いので、そういったことを活用することによって、防災の際の届きにくいスピーカーだけではなくて、そういったことを活用してもらえば、少しでも一時（いつか）避難所に避難民が殺到するっていうことがないと思いますので、そういったことも検討していただければというふうに思っています。

特にマンションなんかは、基本的に管理組合があって、ほぼ100%の加入率なんですね。自治会と比べるとかなり高い加入率です。そういったところを利用して、やはり先ほど食料の配付について御答弁いただきましたけども、防災計画ではやはり基本、一時（いつか）避難所を中心にと。でも、例外的に避難できなかった高齢者とか、そういう障害者のために食料を配付するというのも、避難所以外のところでね、あるっていうことを防災計画の中で確認をしました。

ただ、籠城へのインセンティブを高めるために、例えばそういった集合、マンション等、ある程度大きいところにもそういった計画を拡大解釈っていうんですかね、そういうことができることによってその可能性があるよということが分かれば、ああ籠城しても情報も届く、そして食料も届くということになれば一層籠城する

方法を選択する、それが自助になるのではないかなというふうに思いますが、その点についていかがお考えでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 議員がおっしゃるとおり、自治会や自主防災組織等の地域コミュニティを通じて防災活動を推進することが各自の防災意識を高めるのに有効であるというふうに考えてございます。

このことから、市は自治会等にヘルメットやメガホンなど防災資材の貸与を行っており、東京都の助成事業を活用してさらなる資機材の充実を図ることが可能であるというふうに考えてございます。それら資機材等を活用して定期的に訓練を行い、顔が見える関係を築いていただき、各自の防災備蓄を相互に点検していただくことなどが最も有効であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私の住んでるマンションの地区は、南街・桜が丘地域防災協議会という枠組みがあって、マンションとその地域のところが一体となって防災意識を高めていくという、そういう活動もしてるんですね。このような組織から、うまく回っているとき、今実際にマンションは僕らぐらいの世代が中心、ちょっと上ぐらいの世代が中心となってやってるんですけども、これが10年、20年たつとこの組織が結構動きにくくなる、動かなくなるんじゃないかなという心配があるんですね。だから、この今ちゃんとしてる機能のときにしっかりと防災の意識と、ちゃんと市の防災計画の中に組み込んで一体化することによって、非常にパイロットケースとして、ああじゃほかの地域もこういうことをやると籠城ができて、一時（いつか）避難所に行かなくても済むよねという形が取れると思うんですよ。そういったことを認識を持ってやるのが自助へのインセンティブにつながるというふうに思いますので、しっかりとそのあたり考えていただきながら、自助・共助・公助への計画の中に位置づけていただけることを要望いたします。

次に、住宅の耐震化について再質問いたします。

市内の建物についての耐震化について、どれくらい把握しているのか伺います。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 東大和市耐震改修促進計画における推計値としてお答えしますと、令和2年における当市の住宅の耐震化率は90.1%となっております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 市では、耐震の診断、改修の助成について行ってますけれども、その制度の概要と、その利用状況の推移を伺います。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 木造住宅耐震助成の制度概要につきましては、昭和56年5月31日以前に着工された木造二階建て以下の戸建住宅を対象に、耐震診断及び耐震改修の費用の一部として、診断は上限5万円、改修は上限30万円を助成するものであります。

利用状況の推移につきましては、平成20年度から令和4年度末までの累計件数として、耐震診断に対する助成を47件、耐震改修に対する助成を7件実施いたしました。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 市のこの制度は木造建造物についての制度だと思うんですけども、非木造建造物についての助成については現在どのようになっていますでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 当市におきまして、分譲マンションの耐震化に対する助成は行ってございません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 私、マンションに住んでるんですけども、マンションで防災訓練をやるときに、東京都の消防庁ですね、北多摩西部消防署の方が来ていろいろ指導してくださるんですよ。そのときに、こちら辺が問題だよとかっていうふうにする。その点について、それは耐震基準ではないんですけども、消防設備とか、そういう体制とか、そういったとこにいろいろ指摘がありますと。また、もしかすると他のマンションでは違うようなことも出てくると思うんですけども、そういった情報については、市は消防署のほうから、このマンションはこういうことで指導しましたよみたいな、そんな情報等は来るんでしょうか。

○都市づくり課長(稲毛秀憲君) 議員からいただきました御質問の内容につきまして、市のほうでは把握をしてございません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 耐震基準ではないんですけども、そういった消防に関する防災についての情報は少しでも多く、特に市は中心となる防災について、災害が起こったときにそういったところの中心となるところなので、そういったところは消防署と連携して情報が取れるような体制を取ってほしいなというふうに思います。これは要望ですので、御答弁結構です。

耐震の助成について、他の自治体を調べますと、いわゆるマンション、非木造の耐震診断、耐震改修について助成を行っている自治体も結構あります。全てこれが一般財源でやってるとは思えないので、何らかの補助金が活用されているのかなと予測するわけなんですけれども、そのように当市でも使えるような補助金などがあればそれを活用して、当市でも非木造建造物に対する耐震診断、耐震改修の助成を充実させてほしいなというふうに思っておりますが、市の見解を伺います。

○都市づくり課長(稲毛秀憲君) 市としましては、国や都の補助金等があることを承知してるところであります。今後他市の取組状況や事業効果の整理など、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

なお、市では分譲マンションの耐震化に係る取組として、昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンションについて、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく事務を通して、耐震化などの実態把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 市内には結構古いマンションとか、そういったところもありますので、しっかりと把握していただきたいというふうに思います。

昨日の市長報告の資料の中に、マンション防災について取り上げられてました。その中で、どこでも誰でもつながる通信であるとか、東京とどまるマンション、トイレの確保というようなことがうたわれてました。やっと東京都はこういうことを言い出したなと思って、結構10年前からこの問題を取り上げててよかったなと思うんですけども、こういうふうに取り上げられたということは、この後、これが多分予算化されるわけですよ。そうすると補助金のメニューがかなり出てくると思うので、そのあたりしっかりと、できるだけ、当市が早めに取り組みむことによってこの補助金を活用して、いち早く住民の財産・身体を守っていただきたいなというふうに思います。

次に、災害用トイレについてお伺いをいたします。

先ほどの市長答弁で答弁いただきましたけども、以前にこのトイレについて質問をしました。この飲料水の確保とトイレの確保ができないと避難所では大きな混乱が予想されますと。飲料水については市内の2か所の給水施設による給水計画があるので、現行の計画で問題ないというふうに思いますけれども、トイレについて

は、災害の大きさにももちろんよるんですけども、既存のトイレの配管が使用できなくなった場合のためにやっぱりマンホールトイレって考えられると思うんですよね、通常使えれば、別に小学校、中学校のトイレが使えるわけですから。

先ほどの御答弁で、市が設置するマンホールトイレは、貯留している水または給水管とかというところで、水が必要な流下型ということでした。現在は一部の小学校のプールで使用できなくなると、プールの授業が民間業者が運営するプールで行われていますから、そのプールっていうのは多分水がたまってないと思うんですよね。その場合、今後そのような小学校って増えていく可能性が非常に高いと思うんですけども、そういったときに一時（いつき）避難所として計画されてる学校でのプールの水が使えないという場合に、今あるマンホールトイレというのはどのように使われるような予定でしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 学校のプールが廃止になった場合のマンホールトイレの活用につきましては、東京都水道局が耐震工事した各学校に設置している応急給水栓の活用が想定されます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） なるほど、なるほど。ただ、応急給水栓というのは、消火栓と同じように、もしそういった給水ができなくなったときも使えるという、そういう認識でよろしいですか。

○総務部参事（関田孝志君） 現在工事進めてまして、耐震で水道の水が出なくなっても、その水は出るというような形のものをつけてございます。基本的には消火栓と似たようなタイプになろうかと思えます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） それであれば流下型でも安心かなと思うんですけども、もしそういうことが使えなかったときのために次の質問を用意して、マンホールのトイレの中で、これも前の質問でも言いました、本管直結型といったことを取り上げたことがあります。要は、歩道の上に汚水のマンホールがあると、その上に直接載せることによって、もう水必要ない、そのまま下水管の本管ですから、ずっと下水が通っているわけですから、そこで置くタイプの本管直結型っていうことを前、提案をしたことがあります。

その当時は、なかなか歩道の上にあるから難しいという御答弁だったんですけども、そのほかにバイパス型というのがあって、この歩道とかにある下水道直管から少しバイパスを造って中側に入れる。そうすると、バイパスを通常閉じておいて、何かがあったときにそれを出しておけば、そこから水が流れて、水が必要と、できない、そういったバイパスのほうもあります。もちろんこれ費用がかかることなんで、すぐどこどこに造れっていうふうには要望はしないんですけども、一応そういうこともあるなということを御認識いただければなというふうに思います。

直管型のマンホールの上にそのままマンホールトイレをやる方法として、歩道にあった場合には、一時（いつき）避難所のところをいろいろ見たんですよ。そうすると、歩道の上にあるところもあるし、歩道からちょっと出た車道に出るところもあって、二小・二中のところだと、道路半分から左側に、東側の道路ですね、東側の道路の真ん中から西側にある。要は、一時（いつき）避難所に近いところの道路なんです。そこをもし、全部通行止めすると緊急車両の点もあるからいけないと思うんですけども、そこを半分止めることによって緊急車両も通れて、そこにマンホールトイレが作れるっていう可能性もありますので、これ今どうこうしろという話ではないので、話として聞いていただければいいんですけども、あらゆる可能性を探って、本当にトイレの問題と水の問題解消されれば、かなり避難所の問題って解消されると思うので、そういったところを研究していただければなというふうに思います。

やっぱりできるところから少しずつ進めていく、この避難所はできるけど、この避難所はできないとか、だからできないんだっていう話ではなくて、この避難所できるから、この避難所のところだけこう手当てしましょうっていうだけで一つの問題解決されるので、この防災っていうところはいかにそういうところを潰していくかなんですよね。全体的に様に潰していくってなかなか難しいと思うので、そういったところから検討していただければなというふうに思います。

災害についての質問はこれで終わります。

次に、大きい項目の2番、市民の身体・財産保護についての①振り込め詐欺などによる犯罪被害についての現状と対策について、先ほど市長答弁を受けましたので、おおむね把握をいたしました。

振り込め詐欺などを防止するために、金融機関やコンビニなど、それに対しての呼びかけを行ってると思いますが、市はどのような対策をしてるのか教えてください。

○総務部参事（関田孝志君） 金融機関やコンビニなどの呼びかけにつきましては、東大和市地区防犯協会や東大和警察署を通じて定期的に振り込め詐欺防止の呼びかけを行っているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 振り込め詐欺の先ほど防止のために電話に出ないとか、そういったことを市長答弁をされましたけれども、立川市では、特殊詐欺被害防止に効果的な自動通話録音機を無料で貸し出しておりますが、当市での検討状況を教えてください。

○総務部参事（関田孝志君） 自動通話録音機の無料での貸出しにつきましては、他市での無料貸出しを行っていることは認識しているところでございます。

しかし、現在固定電話の特殊詐欺防止対策としましては、NTT東日本による相手の電話番号が電話機などのディスプレイに表示されるナンバー・ディスプレイや、非通知の電話に電話番号を通知するようガイダンスで応答するナンバー・リクエストの機能が活用でき、このような機能がある留守番電話を街の電気屋さん等で安価に購入できる状況でありますことから、市において無料貸出しについては検討してございません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そういった機能がある電話があれば安心だと思うんですけども、あったとしても使い方が分からないとか、そういったこともあるので、もしそういったところも啓発できるようなところがもしあれば、その際に、防災の訓練のときでもいいですし、そういった、関係ないですけども、そういったときに何かこういうふう設定するんだよみたいなことを教えてあげればいいかなというふうに思います。

次に、②の認知機能低下などにより判断能力が低くなった市民の財産保護について伺います。

先ほど御答弁の中で、あんしん東大和の取組を伺いましたけれども、あんしん東大和での日常的金銭管理サービスの利用状況を教えてください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 日常金銭管理サービスにつきましては、市長の御答弁でも触れました、あんしん東大和が行う地域福祉権利擁護事業の中で提供されております。令和5年9月1日現在地域福祉権利擁護事業の利用者は57名おりますが、そのうち日常金銭管理サービスを利用されてる方は47名であります。

なお、内訳につきましては、認知症高齢者が12名、精神障害者16名、知的障害者16名、その他高次脳機能障害等が3名となっております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そのほかに市では、認知症地域支援推進員制度というものがありますけれども、この

制度の概要と利用状況を教えてください。

○**地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君）** 市では、市内各高齢者ほっと支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、市民の皆様が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、病院などの関係機関と連携し、認知症の方やその御家族に対する支援を行っております。

利用状況についてであります。認知症の御家族や関係機関からの相談につきましては、各センターごとに毎月実人数で約10数名程度の方から御相談を受け、支援を行っております。

また、認知症地域支援推進員の業務のうち、地域における相談支援業務といたしましては、認知症サポーター養成講座の講師ですとか、あと物忘れが心配な方に対する無料相談、認知症に関する資料の閲覧可能な、物忘れ相談会の開催を令和3年度から開始をしております。令和4年度につきましては約40名の市民の方が御参加をさせていただいております。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** それぞれの事情に応じて適切なサービスを行ってるといふふうに思います。

これ、③番につながるんですけども、そういったことに参加される方っていうのは、基本的に多分家族がいたりとか、誰か友人に言われたりとか、そういったところで積極的に参加されてるなというふうに思うんですけども、全く身寄りのない方については、そういったことがなかなかできにくい、籠もっていてそういうことが発見できにくいのかなと思って、今回身寄りのない方の対策についてお聞きしてるわけですけども、当市では、このような身寄りのない方に対して東大和市重度身体障害者等救急直接通報システム事業、長いんですけども、もありますけれども、この事業というのはどういった事業なのか教えてください。

○**障害福祉課長（大法 努君）** 事業の利用に当たりますと、障害の程度が1級及び2級の重度の身体障害者、及び難病患者でありまして、独り暮らしである方や該当の障害等の方のみで構成された世帯の方が対象となります。このような事業対象の方が家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器を用いまして東京消防庁に通報することにより、あらかじめ組織された地域住民の協力体制による速やかな援助を得て救助を行う事業でございます。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** この制度は、だから、身寄りのない人が利用できるという、そういう認識でよろしいですか。

○**障害福祉課長（大法 努君）** 身寄りがない方であっても、対象者要件に該当し、かつ緊急時に速やかな援助をしていただける地域協力員が確保されていれば利用できるものでございます。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** この地域協力員が確保されればということだったんですけども、これまで地域協力員が確保されない、全く一人で地域協力員が見つからないといった事案というのはあったんでしょうか。

○**障害福祉課長（大法 努君）** 現在までのところ、皆様方対象、この事業を希望される方におきましては協力員を確保していただけたという状況でございます。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** それはよかったです。もしそれがないと、質問で考えていた項目の、これは申込書を見たんですけども、その中に協力員のところがちょっとこれが必須なんだろうなと思って、これがないと多分受けられないのかなと思ってどうしようと、そういう身寄りのない方で全く知り合いのいない人はどうする

んだらうなと考えてたんですけれども、今のところそういう事案がないということで安心をしました。

こういう制度はすごくいい制度だというふうに思いますが、全く独り暮らしで身寄りがなくて、自分の力ではどうしようもないという方を取り残さないための最後のセーフティネットだというふうに思っていますので、もしそういったことすら発信できないような方ももしかしたらいるかもしれませんので、そういったことも含めて、この制度がしっかりと活用されるようお願いをいたします。

次に、成年後見制度について再質問させていただきます。

市内の成年後見の利用状況の推移を教えてください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 市内の成年後見の利用状況でございますが、平成30年から令和4年まで、年間でおおむね120人台から140人台の数値で推移しておりまして、若干ではございますが、徐々に増加している傾向がございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） その中で、市長申立ての事案の推移について教えてください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 高齢者の方に関する市長申立てについてでございますが、平成30年度から令和4年度までの5年間における申立人数といたしましては、平成30年度から順に5人、3人、15人、9人、15人と推移しており、令和2年度以降、その人数が増加傾向にあります。今後も独居の高齢者の増加等に伴い、市長申立てがさらに増加するものと見込んでございます。

家庭裁判所が選任された方につきましては、そのほとんどが成年後見人で、少数ではありますが、保佐人も選任されてございます。

以上でございます。

○障害福祉課長（大法 努君） 障害のある方に関連する市長申立てについてでございますが、平成30年度から令和4年度までのそれぞれの年度内に申立てを行った人数としましては、平成30年度と31年度はゼロ人、令和2年度は3人、令和3年度はゼロ人、令和4年度は3件と推移しております。

家庭裁判所により選任された方の累計といたしましては、そのほとんどが後見ではありますが、保佐の方もいるという状況でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 後見人になる方の属性、親族であるのか、こういった専門職であるのかについて教えてください。どのような方なのか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 後見人の属性でございますが、基本的に家庭裁判所が認めれば誰でも受任できることとなりますが、令和4年につきましては、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族、弁護士、司法書士、社会福祉士、その他法人が主な受任者となっております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 令和5年3月13日、総務省自治行政局行政課長が各都道府県行政書士担当部（局）長に宛てた「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて（通知）」については、市は認識しておりますでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 議員御指摘の令和5年3月13日付の総務省の通知につきましては、本市宛てにも届いております。当該通知につきましては、行政書士が成年後見業務を行うことは法的に支障がないことを確認するとともに、都道府県による行政書士会への支援を求めたものでございます。

今後成年後見制度の利用がますます増加するものと想定されますことから、当該通知への対応につきまして、成年後見推進機関であります社会福祉協議会と協議をしてみたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 全国では、弁護士、司法書士、社会福祉士で構成されている、いわゆる三士会と言われるところが多くあって、地域によっては行政書士も入って四士会となっているところもありますけれども、この三士会が事実上、参入障壁になっている地域もあると聞いております。当市の状況についてはいかがでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 成年後見制度に関しましては、これまで弁護士、司法書士、社会福祉士の3職種の専門職が主に関与してきておりまして、市の社会福祉協議会への関与もこの3職種が中心となっております。しかしながら、行政書士も成年後見業務に携わることができ、そのことが議員御指摘の令和5年3月の総務省の通知により確認されたところであります。

また、東京家庭裁判所におきましても、行政書士を成年後見人に選任する運用が徐々に進んできていると伺っておりますが、まだ選任割合としては低いものと認識しております。

今後行政書士の選任状況を踏まえながら、その参画につきましても社会福祉協議会と協議をしてみたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） この件について、行政書士会であるとか、現場で実際に活動をしている方にインタビューを今回したところ、現状東大和市では、参入障壁があるというよりも、むしろ専門職の成り手が少ないと、そっちのほうが困っているということでした。

今後増えていくであろう成年後見についての成り手不足を解消するためにも、能力のある方には広く門戸を開くべきだと考えますけれども、市の見解はいかがでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 成年後見制度の利用が必要な方の増加傾向は今後も続くと思われませんが、財産が多く紛争事案を抱えている方や、複合的な問題によって手厚い福祉的支援を要する方、このような課題はないが単に契約などの法律行為において意思表示が十分にできない方など、その状況は様々でございまして、状況に応じたケース・バイ・ケースでの対応が必要であります。

近い将来、専門職後見人が逼迫するという指摘を踏まえまして、個々人の様々な症状や状況など、個別のケースに対応可能なより多くの人材が参入する方策について研究する必要があると、このように認識しております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 専門職だけではなくて、国は、厚生労働省のホームページ見ると、市民後見人の育成というところにも力を入れておりますけれども、市の状況はいかがでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 国の方針は承知してございます。また、他市におけます市民後見人育成の動きも把握しております。しかしながら、専門職後見人からは、親族関係のない一般の方が就任する市民後見人は事務の負担が大き過ぎると、このような御意見を伺っております。

また、市民後見人は、家庭裁判所に報酬付与申立てをしないことを条件としている市もあると伺っておりますが、純粋なボランティアとして位置づけることが果たして適切かどうかという報酬の在り方についての議論も必要と考えております。さらに、多額の財産を管理する後見人による不祥事も毎年発生している状況がござ

いますので、その防止策も考える必要がございます。

このように幾つもの課題がありますことから、現段階では市民後見人の育成に関する具体的な施策の形成には至ってございません。引き続き研究を続けてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

- 21番(床鍋義博君) 成り手不足、特に専門職の成り手不足の一因、先ほど報酬の問題も出ましたけれども、報酬の問題があると思います。

現状の成年後見人の平均的な報酬というのは幾らでしょうか。

- 福祉推進課長(山田茂人君) 平均的な報酬は把握してはございません。家庭裁判所が成年後見人等の報酬の目安を出しております、これによりますと、成年後見人が通常の後見事務を行った場合の報酬、これを基本報酬と呼びますが、この目安となる額は月額2万円でございます。ただし、管理財産額が高額な場合などは報酬が増額されるとのことでございます。

以上でございます。

- 21番(床鍋義博君) これに対して市の補助はあるのでしょうか。

- 福祉推進課長(山田茂人君) 成年後見人等の報酬費用の助成についてでございますが、現状市では成年後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に助成金の支給を実施しております。対象者につきましては、市長による審判の請求、いわゆる市長申立てにより、後見等の開始の裁判を受けた被後見人等のうち、生活保護法の保護を受けている者等及び資産及び収入の状況から生活保護法の保護を受けている者等に準ずるものと認められる者となっております。助成額につきましては、成年後見人等の報酬として、家庭裁判所の審判により決定した月額と同額といたしまして、当該月額が2万8,000円を超える場合は2万8,000円、施設入所者負担報酬の場合は、当該月額が1万8,000円を超える場合は1万8,000円となっております。

以上でございます。

- 21番(床鍋義博君) この報酬に関して過去に陳情があつて、平成26年度の第6回厚生文教委員会にて審議されました。

その中で、議事録を抜粋しますと、「他市の状況でございますけれども、まずこちらの陳情の中にもございましたが、成年後見制度の報酬助成制度をまず行っていない自治体がございます。それは多摩26市中7市が、まだ報酬助成制度自体を行っておりません。また、報酬助成制度を有している自治体は、当市を含めまして26市中19市でございます。このうち報酬助成の補助対象を当市のように市長申立てに限って助成している自治体は、当市を含めまして14市でございます。本人及び親族申立てまで報酬助成の対象を拡大している自治体は、26市中5市でございます。その5市につきましては、市名を申し上げますと、町田市、小金井市、小平市、立川市、調布市の5市でございます。」ということがありました。

現状では、これはどのように変化をしていますでしょうか。

- 福祉推進課長(山田茂人君) 報酬助成につきましては、現在都内26市全てが採用しております。

なお、補助対象を本人及び親族申立てまで報酬助成の対象を拡大しているという自治体につきましては、26市中17市でございます。

当市のように市長申立てに限って助成している自治体、これは当市を含めまして9市、具体的な自治体名を申し上げますと、青梅市、国立市、福生市、清瀬市、東久留米市、羽村市、あきる野市、西東京市、東大和市という9市でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） この陳情は、補助対象を市長申立てに限らず、本人及び親族申立てまで対象拡大を求めるものであって、平成26年第3回の定例会最終日に採択されましたけども、その後の市の検討状況はいかがでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） その後、市長申立ての経費の増加等の財政状況の事情によりまして、現状におきましては報酬助成は市長申立て以外への拡大には至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 報酬助成の拡大について、当時は、平成26年のときは26市中5市だったものが、今は26市中17市といったことに、あつという間に少数派になってしまいました。これが意味するところは、適正な人材、先ほど成り手不足って話をしましたけれども、適正な人材がほかに行ってしまう可能性もあるわけですね。そうすると、東大和市で受け手が本当になくなってしまわないかという、そういう危惧があります。現場でもヒアリングしたところ、多くの関係者がこのままでは専門職の成り手がないよと。今自分が頑張ってるけれども、自分が辞めた場合に、今後若い人にこれを託すような心当たりが全くないというような、そういう危惧を持っている方も結構多くいらっしゃいましたので、その点も考慮に入れながら、ぜひ検討のほどお願いをして、最後の質問に移りたいというふうに思います。

法意識の醸成についてなんですけれども、あんしん東大和での取組は先ほど御答弁ありましたので承知をいたしました。

様々な法教育については、行政書士会でも法教育について市がやっているような出前講座を無料でやっているということもありますので、そういった無料でできることを活用してもらえなというふうに思います。

そのほかに、市のホームページで任意後見制度に関する悪質な犯罪行為に御注意くださいというような注意喚起がありました。これも法意識の醸成の一つであるというふうに思いますけれども、特にこの事案を取り上げたという背景について教えてください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 市公式ホームページに掲載しております任意後見制度に関連した注意喚起についてであります。任意後見制度につきましては、将来、判断能力が不十分になったときに備え、あらかじめ自分が選んだ人——任意後見人になりますが、に代わりにしてもらいたいことを契約——任意後見契約で決めておく制度であります。任意後見契約を悪用して高齢者の権利や財産を侵害する事例があることから、市民の皆様に対する周知啓発といたしまして、過去に東京都の公式ホームページの掲載内容を参考に、当市の広報紙、公式ホームページにも掲載をしているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） しっかりと住民の身体保護、財産保護について皆さんやっているというふうに思いますけれども、これまで成年後見制度について、後見人の候補者の充実や報酬制度について述べてまいりました。

令和4年度の市区町村長による申立ての件数、全国ですね、これは9,229件。成年後見申立ての約23.3%、約4分の1ぐらい弱占めているわけですね。この割合がだんだんと年々高くなってきております。また、市区町村による申立てでは、その性質上、親族が後見人になることというのはほとんどなくて、専門職がその任を務めることになることが多いと聞いております。適当な、適正な候補者の選定に苦勞してるということもあるようですので、身寄りのない方がこれから増えてきて、この傾向は今後ますます続くというふうに思われます。

そのため、重ねて申し上げますけれども、この制度を破綻なく継続していくためには、後見人の候補者の充実、育成や報酬についての助成を含めた制度の充実が必要であるというふうに考えます。

今回は成年後見に絞りましたが、成年後見は法律の専門家が必要な割合が高い場合と、身上監護が必要な割合が多い場合と、どちらかによるのではなくて、その状況によってその補助やその他のサービス、例えば、ほっと支援センターとか、民生委員とか、様々な携わる方が組織を横になって見ていかなきゃいけないというふうに思います。それらを組み合わせて適宜運用されていくものだと考えますので、この制度に関しては、毎年制度自体も法改正などを含めてまだ途上であるといったところもあります。

市においては、最新の情報をしっかりと得て、これら含めてしっかりと市民の方に周知しながら市民の権利と財産を守っていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 二 宮 由 子 君

○議長（東口正美君） 次に、1番、二宮由子議員を指名いたします。

〔1番 二宮由子君 登壇〕

○1番（二宮由子君） 議席番号1番、立憲国民クラブ、二宮由子です。通告に従いまして、令和5年第3回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、シェアサイクルの取組についてでございます。

自転車は、買物や通勤・通学、子供の送迎など、日常生活における身近な交通手段として、また近年では排気ガスや騒音を出さない交通手段としての環境負荷低減や、サイクリングを通じた運動を伴う交通手段としての健康維持・増進として多くの人に利用されるなど、自転車へのニーズが高まっています。

このような中、シェアサイクルは、令和3年度末の数字で申し上げますと、全国269都市が本格導入し、社会実験実施の55都市と合わせると324都市で普及が進んでおります。しかしながら、事業の効率性や利便性、安全性などの課題もあり、シェアサイクルの無秩序な駐輪が社会問題化したことによる海外での規制強化の動きや、複数の交通サービスを組み合わせたモビリティサービスを提供する取組など、シェアサイクル事業をめぐる動きには課題が多いのが現状です。

我が国では、平成28年に成立、翌年5月に施行された自転車活用推進法に基づき閣議決定された自転車活用推進計画では、地方自治体や企業、民間団体と一緒に自転車の活用を具体的に推し進め、目標の一つである自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成に向けた実施すべき施策として、シェアサイクルの普及促進が示されております。

都内各自治体でシェアサイクルの取組が実施されている中、当市でも10月よりシェアサイクル実証実験が開始されます。

そこで、取組の詳細など確認をさせていただきたく、お伺いいたします。

第一に、①シェアサイクル実証実験について。

ア、目的及び実施期間、ステーション設置場所等の詳細は。

イ、基本協定書の内容は。

ウ、今後のスケジュールは。

エ、他市の状況及び広域相互利用は。

オ、実証実験中の取組は。

カ、今後の課題は。

第二に、自転車活用推進計画の策定について。

ア、現状及び対応は。

イ、今後の課題はなどお聞かせいただきたく、お伺いいたします。

続きまして、観光事業の推進についてでございます。

多摩湖は、昭和2年、1927年、羽村取水堰で取り入れた多摩川の水を貯水し、当時の東京市の人口増加に伴う水源を確保するため、10年以上の歳月をかけて造られました。緑の森に囲まれた東大和市のシンボルでもある多摩湖は、竣工から96年が経過した今も東京都の貴重な水源として重要な役割を果たしています。四季折々の美しい景色や、日本一美しいと言われている下堰堤の取水塔を持つ多摩湖竣工100年の節目となる記念の年まであと4年となりました。

多くの皆様に東大和市を知っていただくためにも、多摩湖竣工100年記念を契機と捉えた施策や事業に取り組むことで、今回質問をさせていただいているシェアサイクル事業と相乗効果が図れるのではないかと考えました。

そこでお伺いをいたします。

第一に、多摩湖竣工100年を記念したダムカードについて。

ア、現状及び対応は。

イ、今後の課題はなどお聞かせいただきたく、お伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔1 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、シェアサイクル実証実験の目的や実施期間等についてであります。本実証実験は、多摩湖や狭山丘陵、旧日立航空機株式会社変電所といった市内の魅力あるスポットの回遊性向上及び地域の活性化等を目的として、事業者と連携し、令和5年10月1日から令和7年9月30日までの2年間で実施いたします。

また、自転車の貸出し・返却を行うステーションにつきましては、事業者の経費負担により、合計16か所の市有地への設置を予定しており、民有地への設置につきましても現在事業者が調整を進めております。

次に、実証実験の基本協定書の内容についてであります。本協定は、市と事業者の役割分担や費用負担の内容のほか、秘密保持、個人情報の保護の取決めなど、双方が協力及び連携の下、実証実験を行うために必要な事項を定めるものであります。

次に、今後のスケジュールについてであります。令和5年9月1日付で事業者との実証実験に関する基本協定書を締結いたしました。今後10月1日からの実証実験の開始に向けて、事業者によるステーションの整備を進めるとともに、多くの皆様に御利用いただけるよう、市報をはじめ、市公式ホームページやSNSにて周知に取り組んでまいります。

次に、他市の状況等についてであります。シェアサイクルにつきましては都内でも利用が進んでおり、多

摩地区では8月現在で26市中15市が本市と同じ事業者による実証実験や本格実施を行っております。利用状況につきましては、同一市内での利用のみならず市境を越える移動手段にもなっており、広域的な相互利用が行われていると聞いております。

次に、実証実験中の取組についてであります。自転車は市民の皆様の便利な移動手段として、通勤・通学、買物などに使用されていると認識しております。シェアサイクルを利用して多くの方に本市の魅力を知らせてもらえる取組ができればと考えておりますが、現時点では具体的な検討には至っておりません。

次に、今後の課題についてであります。シェアサイクル実証実験につきましては、令和5年10月1日から2年間を予定しておりますが、取組後、改善点などが生じた場合は、当該期間の終了を待たずに、利用者の利便性が向上するよう事業者との調整を図り、内容の見直しを適宜行ってまいりたいと考えております。

次に、自転車活用推進計画の策定の現状及び対応についてであります。現在当該計画の策定は検討していませんが、今後他市の取組状況などを踏まえつつ、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。自転車の活用の推進については、自転車活用推進法などにおいて、都市づくりや自転車利用環境の形成、健康増進、観光振興、安全・安心など多岐にわたる施策の検討、実施が求められるものと認識しております。

計画の策定にあつては、関連する分野の取組状況の把握などを行い、事業効果の整理をすることが必要であるとと考えております。

次に、多摩湖竣工100年を記念したダムカードに関する現状等についてであります。ダムカードは、ダムの紹介を目的として、その管理者が作成するものであります。多摩湖を所管する東京都水道局に確認したところ、現在作成する予定はないとのことでありました。

次に、ダムカードに関する今後の課題についてであります。多摩湖は市内外から多くの方が訪れる、本市を代表する観光名所です。市としましては、多摩湖竣工100年を知っていただく等の契機としたいと思っておりますが、具体的な取組につきましては、今後東京都水道局とも協議、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○議長（東口正美君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（二宮由子君） 御答弁をいただきありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まずシェアサイクルの取組について、シェアサイクル実証実験についての目的及び実施期間、ステーション設置場所等の詳細は、についてです。

壇上でも申し上げたとおり、10月よりシェアサイクル実証実験が開始されます。

そこで、シェアサイクル実証実験の事業概要について伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） シェアサイクル実証実験の事業概要についてでございます。

本事業につきましては、市内の魅力的なスポットの回遊性向上及び地域の活性化等を目的といたしまして、OpenStreet株式会社によります電動アシスト自転車を活用したシェアサイクルサービスを実証実験として市内で実施するものであります。身近な乗り物でございます自転車に乗りまして走行した後、希望する返却場所に乗り捨てができるという仕組みでございます。市内を回遊する手段となるほか、最近では当市周辺、また多摩地域全体でも同一事業者によります導入が進んでおりますことから、市境を越え広域的な利用ができる利点もございます。利用料金につきましては30分まで130円、以降15分ごとに100円が課金されますが、12時間までは上限1,800円となっております。

自転車の貸出しや返却を行いますステーションにつきましては、事業者が市有地や民有地に設置する予定でございます。市有地につきましては行政財産等の使用料減免を行います。本事業につきましては必要な経費等につきましては全て事業者が負担いたします。

なお、実証実験の期間は10月1日から2年間を予定しております。その間に効果検証等を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） ありがとうございます。

シェアサイクルの事業に係る必要経費は全て事業者が負担することですので、民間活力を最大限活用した取組として大いに期待するものです。

そこで、御答弁でも、シェアサイクルの目的として、市内の魅力あるスポットの回遊性向上と地域の活性化等を図るとのことでしたが、市内の魅力あるスポットの回遊というのは、市内に住んでいらっしゃる方、いわゆる市民ですけれども、そうであれば自宅から自転車で回ればよいので、市が想定しているシェアサイクルの主な利用者というのは、市民というよりも、当市を訪れた市外の方をメインに事業を進められているとの認識でよいのか確認をさせていただくと併せまして、シェアサイクルを導入している自治体の中には、公共交通機関の補完等として環境負荷の軽減等を目的に導入され、地域住民の利用を推進している自治体も多くあります。目的というのは非常に重要でございます。シェアサイクルの取組で申し上げれば、目的によって、ニーズへの対応としてステーションの設置場所や配置される自転車の台数などの調整が必要だと思います。

そこで、シェアサイクルの目的を、御答弁でもありました市内の魅力あるスポットの回遊性向上と、地域の活性化等を図ることと決定された根拠を伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） シェアサイクルの実証実験の目的といたしましては、市内の魅力あるスポットの回遊性向上等を挙げてございますが、これは主に市外の多くの方々に東大和市を訪れていただき、市の魅力を知っていただくとともに、市の地域活性化や経済効果創出等につなげてまいりたいと考えたものでございます。

また、本実証実験を市内の魅力あるスポット等の回遊性向上と地域活性化等とした根拠についてでございますが、総合計画の「輝きプラン」の第五次基本計画に定めます施策のうち、観光、ブランド・プロモーションの項目におきまして来訪者の回遊性の向上の推進に取り組むこととしてございます。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略のアクションプランにおきましては、地域資源や産業資源を活用いたしました観光事業を推進し、交流人口の増加を目指すこととしているため、この目的を定めたところでございます。

なお、実証実験の目的として、主に市外の方々をターゲットとすると申し上げましたけれども、市民の皆様におきまして、例えば自転車をお持ちになられていない方が市内の魅力あるスポット等を回っていただきま

して、自分が住まれているまちを知り、よさを感じていただいたり、また日常生活の移動手段としても活用していただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番(二宮由子君) 市内にお住まいの方が市内の魅力あるスポットを巡ったりですとか、日常生活の移動手段として活用を期待されているとの御答弁でしたけれども、一般的に自宅から市内を巡る移動手段として利用されるのは、御自宅、御自身の車ですとか、あと先ほど申し上げました乗り慣れた自分の自転車だというふうには私は思うんです。とはいえ、そうとはいえ、シェアサイクルは電動アシスト付自転車だというふうには伺っていますので、こぎ出しが軽くて、スピードも出て快適ですから、市民でも御利用される方もいらっしゃるでしょうから、利用しやすさというものを考えますと、先ほど申し上げたように、ステーションの設置場所や配置される自転車の台数などの調整が必要だと思います。

そこで、ステーションの設置場所について伺います。

合計16か所の市有地への設置を予定し、民有地は事業者が調整を進めてるとのことでした。事前にシェアサイクル実証実験におけるステーション設置予定地について各議員に情報提供もありましたので、私も大きな地図と、ゼンリンですけれども、地図と照らし合わせまして、ステーション設置予定地を確認させていただきました。

そこで伺いたいんですけど、まずステーション設置予定地を16か所に決定されたこと、またステーション設置予定地として16か所を選定されたその経緯について伺いたいと思います。

○企画政策課長(荒井亮二君) ステーションの設置場所についてでございますが、こちらについては事業を展開します事業者が市の全体を見ながら、駅及び他地域との結節点、また人口集中の状況、そして交通空白地域などを考慮いたしまして、市と調整を行いながら決めてまいるのでございます。

当市におきましては、初めに事業者からステーションを設置したい地域ですとか公共施設用地の案の提示がございまして、その後、その案を基に市において施設の所管課への確認や実地調査を行いまして、最終的な調整を行い、現在の16か所を選定したところでございます。

現在民有地へのステーションの設置につきましても事業者が調整を進めておりまして、全体としては市有地を含めて30か所以上のステーション設置を目指していきたいというふうに事業者からは聞いてございます。

以上でございます。

○1番(二宮由子君) 事業者のほうから公共施設用地でのステーション設置場所の提示案があったということですので、事業者の意向に沿った場所にステーションが設置されたのだと認識いたしました。

そこで、その16か所、本当は全て聞きたかったんですけども、その16か所のステーション設置予定地の中でも、これは番号で言ってもよろしいですか、2番の青梅橋公園、これ住所は桜が丘1丁目、東大和市駅の西側のビッグボックス駐車場とマンションの間の道を進んだ西武拝島線高架下の近くで、市境にあるんですよ。それで、行って見ました。入り口が狭くて、今ちょうど草の生える時期ですからしょうがないんですけど、草ぼうぼうで、ちょっと利用されてないのかなと思うような公園でした。あと9番、これは上北台公園というふうになっています。住所は上北台1丁目、上北台駅から比較的近くですけども、住宅地の人通りが少なく目立たない公園でした。これも行ってまいりました。あと12番、これは玉川上水集会所、住所は桜が丘4丁目、玉川上水駅から実はこれ距離がありますし、保育園と住宅とお墓に囲まれています。ここが玉川上水集会所です。あと、16番、普通財産2(芋窪)になっています。住所は芋窪4丁目、都市計画道路3・5・20

号線沿いの芋窪集会所の近くになっています。

今申し上げた4か所に関して、事業者から御提示があったとしても、御答弁いただいていたシェアサイクル実証実験の目的に沿った設置場所として市として決定されたのか、改めて確認させていただきます。

○企画政策課長（荒井亮二君） 16か所のステーションのうち、今お話しいただきました4か所でございます。

まず初めに、青梅橋公園と上北台公園につきましては、当初事業者から提案された案の中にございまして、駅から比較的近い市有地ということなどから候補になったものと認識してございます。

ただ、市内の各駅につきましては市内を周遊する上で重要な場所となりますことから、駅前へのステーションを設置したいと考えておりまして、現在事業者が民有地への設置について調整を行っているところでございますが、ただ実証実験の開始時点から、なるべく駅に近い場所でステーションを確保したいというふうにございまして、先ほどの当初から事業者のほうから提示がありました青梅橋公園と上北台公園を選定したところでございます。

また、玉川上水の集会所や芋窪の普通財産の用地というところでございますが、こちらの市有地につきましては、事業者のほうで人口集中の状況ですとか交通空白地域などを考慮してステーションの設置を考えた地域であるというふうにございまして、その地域の中にある市有地としてこの2か所を選定したところでございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 今御答弁の中でも、市内各駅の駅前へステーションを設置したいというふうにおっしゃっていましたが、例えば市が管理されている駅前広場などにステーション設置予定地として検討されたのか伺うのと併せまして、民有地は事業者が調整されているということですが、西武鉄道や多摩都市モノレールが管理している駅周辺のステーション設置などに関する情報があれば教えてください。

○企画政策課長（荒井亮二君） 駅前広場の設置についてでございますが、こちらの設置につきましては、検討を行いました。駅前広場というのは道路という位置づけでございまして、道路法上の課題の整理が必要であることや、また安全管理上の課題もあるため、現在では駅前の鉄道事業者等が持ちます民有地への設置につきまして事業者が調整をしているところでございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 今御答弁でも、駅前広場は安全管理上の課題があるということですので、自転車利用者の安全面について伺いたいと思います。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から自転車を利用する全ての人にヘルメットの着用が努力義務になりました。当市では、大人も子供も大切な命を守るための自転車用ヘルメットの着用を促すため、自転車用ヘルメット購入補助金事業を令和5年8月1日から令和6年3月31日までの期間で実施しています。また、市のホームページには、ヘルメット非着用時の致死率は着用時の約2.3倍というデータもあります。御自身の命を守るためにもヘルメットの着用を御検討くださいと注意喚起をされています。

そこで、シェアサイクル利用者の安全面についてのお考えを確認させていただくと併せまして、シェアサイクル利用者へのヘルメット着用の対応について伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 道路交通法の改正によりましてヘルメットの着用が努力義務になりましたことを受けまして、シェアサイクルの事業者に関しまして対応を確認いたしました。ただ、現状では事業者のほうは特段の対応はないという回答でございました。

ただ、しかしながら、市におきましては、この法改正の趣旨を受けまして、自転車を利用される方への安全対策を促すことが必要であるというふうに考えてございますので、このシェアサイクルの実証実験におきましても、各ステーションにおきましてヘルメットの着用を促す案内を掲出することなどにつきましての対策を予定してるところでございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） ヘルメットの着用を促す案内の対応をしていただけたということですが、実証実験の2年間でどれだけその案内を促す対応の効果があつたのかということも検証していただきたいと思ひます。

それでは、利用者が安全に走行できる環境整備について伺ひます。

都道などは、自転車の安全な通行を促すため、自転車専用レーンや自転車ナビマークなど路面上の設置が進められています。市内の魅力あるスポットの回遊性向上と地域活性化等を図ることを目的とされているシェアサイクル事業を利用する方々の安全を確保するために、市として率先して、利用者が自転車で通行すべき部分と、進行すべき方向を示すナビマーク等の整備を進める必要があるのではないかと伺ひます。

そこで、市内を安全に走行するために必要な自転車への対応について伺ひます。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 市では、東大和市自転車通行空間環境整備計画に基づき、歩行者、自転車、自転車等による道路利用者が共に安全で快適に通行できるよう、市内の幹線道路のうち、市道における自転車ナビマークの設置を進めてまいりました。平成24年度から令和4年度までに10路線535か所に自転車ナビマークを設置し、市内を自転車等が安全に通行するための取組を実施しております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 10路線に自転車ナビマークを設置されているとの御答弁ですので、今後市内幹線道路に自転車ナビマークの設置が完了する時期について伺ひのと併せまして、一部の場所では自転車ナビマークの標示が消えかかっている、安全な走行を促すものとしての役割を果たしていない状況になっています。経年劣化によって補修が必要な道路があるのではないかと伺ひますが、補修の時期について、限られた予算の中ですので、市内幹線道路の全てに自転車ナビマークの設置管理を優先されるのか、それとも標示が消えかかっているということは、経年劣化や通行量が多いことを考慮していただいて早めに補修していただけるのか確認させていただきます。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 市内の幹線道路のうち、市道における自転車ナビマークの設置につきましては、現在のところ令和8年度に完了する予定となっております。

また、設置と補修の優先順位につきましては、あと数年で設置が完了するところでございますので、設置を優先しておりますが、補修につきましても、劣化状況等を勘案しまして、必要に応じて補修を実施している状況でございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 補修については必要に応じて対応していただけたということですので、よろしく伺ひたいと思ひます。

次の基本協定書の内容は、について伺ひます。

9月1日に東大和市シェアサイクル実証実験に関する基本協定が締結され、協定書には実証実験を行うために必要な事項を定めているとの御答弁でしたが、各ステーションの利用状況など、事業者からの報告があるのかどうか伺ひのと併せまして、災害時などの対応について確認をさせていただきます。

○企画政策課長（荒井亮二君） 実証実験におけます各ステーションの利用状況につきましては、事業者から情報提供される予定でございます。

また、災害時における対応といたしましては、現在協定上では特別な取決めはしておらず、対応を取る予定はございません。ただ、他市の取組等を見ますと、電動アシスト自転車のバッテリーを災害時の電源として活用する事例などもあるというふう聞いてございますが、そういった面で費用ですとか運用方法など、課題等も別に想定されますので、今後情報収集してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 災害時について特別な取決めはされていないというふうな御答弁でしたが、市職員の方が緊急移動手段としてシェアサイクルを活用できるよう協定を締結している自治体もございますので、情報収集していただき、対応のほうを御検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の今後のスケジュールは、について伺います。

10月1日の実証実験に向けて、市報、ホームページ、SNSでの周知に取り組むとの御答弁でした。

そこで、ぜひとも、実証実験を開始しますとのそういった周知だけでなく、例えば狭山緑地などは四季折々の自然の美しさの紹介ですとか、令和5年度予算に計上されましたローラースライダーの完成イベントなど、多岐にわたってLINEや旧ツイッター、今Xですけれども、などのSNSで発信する際、シェアサイクルで市内を巡る魅力について市外の皆さんに対して積極的に発信することによって、シェアサイクルの利用者が増えるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 情報発信の関係でございます。市外の多くの方々に東大和市を訪れていただきまして市内を回遊していただくためには、LINEですとかX、SNSにおきまして効果的な情報発信をしていくことが必要であると考えてございます。

また、情報発信の内容につきましては、魅力あるスポットの紹介ですとか、またイベント情報など、市内外を問わず多くの方々が来てみたくなるような内容にする工夫ですとか、また適切なタイミングでの発信が必要であると考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） ぜひとも効果的な情報発信をお願いいたします。

それでは、次の他市の状況及び広域相互利用は、について伺います。

26市中15市が同じ事業者によって実施され、市境を越え広域的な利用ができる利点もあると、先ほど伺った事業概要での御答弁でした。

改めて、当市と隣接しております埼玉県所沢市との相互利用が可能なのかどうか確認させていただきます。

○企画政策課長（荒井亮二君） 所沢市につきましても当市と同じ事業者によりましてシェアサイクル事業を実施しておりますことから、相互乗り入れが可能となり、都県境を越える移動手段になるものと考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 所沢市との相互利用が可能であれば、今まで以上に回遊の幅が広がりますので、次の実証実験中の取組は、について伺いたいと思っております。

現時点では具体的な検討には至っていないというような御答弁をいただきました。

そこで、今伺ったように、埼玉県所沢市との県境なんですけれども、住所は多摩湖2丁目に当市の文化財と

して保存されている慶性門について伺いたいと思います。

この場所は車の駐車場がなく、東大和ウォーキングマップ（多摩湖編）に掲載されておりますけれども、なかなか行きにくい場所ですので、訪れる方というのは少なかったんだと思います。しかしながら、シェアサイクルの取組が実施され、所沢市などとの広域的な相互利用ができることによって慶性門を訪れる方も増えるのではないかとこのように思います。

そこで、市が本格的に修復工事を行った1991年から32年という年月が経過して、屋根の傷みも激しくて、以前にも私、予算委員会で質疑させていただきましたが、シェアサイクルを利用して市の魅力を知っていただく取組の一つとして、貴重な文化財の慶性門の修復工事について改めて検討する時期ではないかと思いますが、修復の必要性についての御認識を伺います。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 慶性門の修復につきましては、かねてより保存のための改修に多額の費用がかかることが課題となってきております。一方で、市では、市民の皆様がふだんから利用されておられる公共施設の老朽化が著しく、喫緊の改修が必要となっているのが現状でございます。そのことから、慶性門の修復につきましては、限られた予算の中で総合的な判断が必要になると考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 今御答弁で、その修復には多額の費用がかかるというふうなことをおっしゃっていますが、その多額な費用について試算されているようでしたら教えてください。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 修復の費用につきましては、平成30年度の時点で約2,500万円と試算されており、昨今の価格高騰の影響によりまして修復に必要な費用は当時よりもかなり上がっているものと考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 平成30年に約2,500万円、5年前の試算ですから、それ以上の費用がかかるのは分かりますけれども、当市の文化財として保存されている慶性門が今の状態では魅力あるスポットとは到底言えませんが、ぜひとも改めて修復工事の費用を試算していただき、本格的な修復工事の検討を要望いたします。

実証実験中の取組で、市内を巡るのに必要なマップや最新情報の検索について伺いたいと思います。

当市では、自然や文化財に親しみながらまちの散策を行えるように、郷土博物館編、多摩湖編、野火止用水編、桜が丘編の4種類のウォーキングマップを作成しておりますが、今後はより広範囲に市内や市外を巡り、まちの散策に役立つサイクルマップのようなものですか、としての魅力あるスポットを巡る地図の作成が急務ですし、市内での飲食やお土産などの購入しやすい環境整備と情報提供が重要となります。それには東大和ブランドとしての特産品の発掘や販路拡大など課題が山積みです。

また、市内を巡る際、市内に訪れた方々が必要とする観光スポット、グルメなどの最新情報が検索できるよう、マップなどの紙媒体だけでなく、実際の観光スポット、例えば先ほど質問させていただいた慶性門の案内板にステッカーなどでQRコードを貼り付けて、詳しい案内を携帯電話で読み取れるなどの、パンフレットの配布よりも利便性が飛躍的に向上する取組だと考えられますので、ぜひともシェアサイクルの取組に併せて、東大和ブランドとしての特産品の発掘やQRコードでの情報提供を御検討いただきたく、見解を伺いたいと思います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 東大和ブランドの発掘やQRコードでの情報提供についてであります。市内には観光スポット、飲食店など様々な箇所がございます。今回実証実験となるシェアサイクルは、東大和市を

訪れるきっかけとして、新たな市内回遊手段として活用することができます。今年度、発行を現在検討を予定しております、仮称になりますが、市のお土産マップのようなものを作成する中で、市内で購入できる特産品等の紹介、QRコードによる情報発信を踏まえた内容を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 今の御答弁のようなマップなどでのQRコードによる情報提供と併せて、実際に訪れた場所でのQRコードで読み取るなど、歴史ですとかお勧めスポットなど、様々な情報が入手できるような取組の御検討もよろしく願いいたします。

では、次の今後の課題は、について伺います。

取組後、改善点が生じた場合は内容の見直しを適宜行うとの御答弁でした。

そこで、内容というよりは利用者について伺うんですが、現在電動アシスト付自転車は、市役所でも、市内の移動に利用されている職員の方が鍵とヘルメット、努力義務ですから、あとバッテリーを持って市役所から出かけられているのをお見かけします。

今回シェアサイクルの取組を実施するに当たり、メンテナンスやバッテリーの充電などは事業者負担であることを考えますと、今後新たに市が電動アシスト付自転車を購入するよりも、ステーション設置予定地が市内の公園ですとか公共施設などですので、職員の方もシェアサイクルを活用されたほうが経費削減につながると思いますが、いかがでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 市の業務におきましては、現在各種相談業務や調査業務等で市民の皆様の御自宅等を訪問する際などに電動アシスト自転車を活用しているケースがございます。

一方で、この市の業務の形態によりましてシェアサイクルの活用が適するか適さないか、また経費のかかり方、そして市内のステーションの整備状況、こういったところも踏まえまして様々検討要素があるものと考えてございますので、他市の事例なども参考にし、今後情報収集してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） ぜひ他市の事例なども参考に御検討をお願いいたします。

また、シェアサイクルの課題といたしまして、市外の多くの方に東大和市を訪れていただき、当市の魅力を知ってもらい、魅力をSNSなどで発信していただくには、お客様をお迎えするという意味で、今まで申し上げた当市の取組として、道路整備や文化財の補修、修復などのハード面と、SNSを活用した情報発信やQRコードでの情報提供などのソフト面の両方を兼ね備えてこそ、訪れた方々がまた来たいなど、お友達を連れてまた来ていただきたい、そういうふうに通うとリピーターになっていただけるのではないかと思いますので、ぜひとも常にお客様の視点に立って地域の活性化が図れる取組に知恵を絞っていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、自転車活用推進計画の策定についての現状及び対応は、についてです。

策定は検討していないとの御答弁でしたので、次の今後の課題は、について併せて伺います。

東京都自転車活用推進計画が令和3年5月に改定され、その中で、自転車活用を推進するため、それぞれの自治体に見合った各区市版の自転車活用推進計画を2030年までに策定するよう目標として設定されています。計画を策定するに当たり、環境整備や健康増進、観光振興や安全・安心など、実施すべき施策など内容が多岐にわたっておりますし、既存の計画との整合性や関係する部局、団体との連携が重要ですので、これはつくるにはある程度の期間が必要になります。

そこで、今のところ策定は検討していないとのことですが、2030年まで7年ありますから、できるだけ早く策定の準備を進めていただきたいのですが、各区市版の自転車活用推進計画が策定済みの自治体数というのを伺いたいと併せまして、各部署と連携を図りながら策定する自転車活用推進計画策定の検討についての御見解を再度伺いたいと思います。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 国のホームページによりますと、東京都内の13区3市で自転車活用推進計画が策定されております。また、当市の計画の策定につきましては、先ほど市長からの答弁もありましたとおり、今後他市の取組状況などを踏まえつつ、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**1番（二宮由子君）** 各区市版の自転車活用推進計画が策定されているのは13区と3市との御答弁でしたので、まだまだ調査・研究されている自治体が多いのではないかというふうに思います。ぜひ他市の状況など情報収集に努めていただき、2030年までの7年間で策定できるように御検討をお願いいたします。

続きまして、観光事業の推進についての多摩湖竣工100年を記念したダムカードについての現状及び対応は、について伺います。

まず初めに、ダムカードの目的や記載内容、また当市が作成する場合の条件、例えば許可などが必要なのかどうかについて伺います。

○**企画政策課長（荒井亮二君）** ダムカードにつきましては、こちら、国土交通省と独立行政法人水資源機構の管理するダムにおきまして、ダムのことをより知っていただくことを目的とし、平成19年から作成されてございます。カードに掲載されている情報といたしましては、ダムの写真、ダムの型式、また貯水容量のほか、そのダムならではのこだわり情報などの情報がございまして、全国で統一された形式となっております。現在では、国土交通省と水資源機構の管理するダムに加えまして、一部の都道府県や発電事業者が管理するダムでも作成されております。

ただ、国土交通省に確認いたしましたところ、このダムカードは、ダムを紹介するためにその管理者が作成するものであり、管理者以外で作成している事例はないというふうな回答でございました。そのため、市では作成できないものと認識してございます。

なお、統一形式以外の様々なダムカードですとか、ダムカードのようなものがあるというふうな事例も聞いてございますが、そちらの詳細な内容は確認できてございません。

以上でございます。

○**1番（二宮由子君）** 国土交通省にも確認をしていただいたようです。ありがとうございます。

ダムカードは管理者が作成するもので、管理者以外で作成した事例はないというふうなことです。多摩湖の管理者は東京都水道局ですけれども、水道局では作成する予定はないというふうに市長答弁からも分かるように、今回私もダムカードについて、私なりに調べれば調べるほど、全国統一に規格化されたダムカードが、多摩湖がダム湖百選に選ばれたとはいえ、果たしてダムカードの規格に合うかどうかというのは非常に疑問に感じています。

ダムカードの作成に関して、東京都水道局に確認をしていただいたのは今回初めてではないというふうに思います。過去にも作成依頼を要望されているのではないかと記憶をしているんですけども、この点について、過去にも伺ったかどうか改めて確認させていただくと併せまして、東京都は実はこのダムカード以外にも、ダムカードと同様のフォーマットで東京都のオリジナルのカードを各種作成しています。

何点か御紹介いたしますと、まず東京都が整備してきた調整池の周知のための「IKEカード」というのを作成し、2019年12月から配布しています。次に、東京都内の川の魅力を発信するための「KAWAカード」というのを作成して、2022年7月から配布しています。次に、砂防事業を知っていただくための「砂防カード」というのを作成しまして、防災訓練や防災関連のイベントに参加した写真を窓口で提示された方に配布しています。次に、東京の橋を紹介する「橋カード」というのもありまして、土木技術支援・人材育成センターで実施されるイベントなどに参加、来場すると特典として頂けます。最後に、東京都港湾局の「水門カード」というのもあるんですね。

私の調べた範囲ですから、これ全てではないと思いますけれども、これだけのカードが主に東京都建設局で作成されていますので、水道局で作成する予定がないというのは明確な理由があるんだと思うので、作成されない理由について確認されてるようでしたらお聞かせください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 東京都水道局に確認しましたが、ダムカードを作成しない明確な理由は確認できず、今のところ作成する予定はないという回答でありました。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 作成しない、その明確な理由を教えていただけなかったというのは非常に残念ですが、作成する予定が今後もないだろうというのが改めて分かりました。東京都水道局に何度もお問合せいただいたようですので大変申し訳ないですが、ありがとうございました。

当市でも、当市自身でダムカードというのは作成できないというふうな御答弁ありましたけれども、当市ではマンホールカードを作成して配布していますよね。

そこで、マンホールカードの配布状況と作成費用及び補助対象になっていたのかを確認させていただきます。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） うまべえが表示されているマンホールカードについてでございますが、令和2年度1万枚、令和3年度は8,000枚、合わせて1万8,000枚を作成し、令和2年11月19日から配布を始め、令和5年9月5日、昨日までですが、約1万7,900枚配布いたしました。現在残り約100枚となっております。

作成費用につきましては、令和2年度は全額補助の対象でありました。令和3年度は補助金の対象がなかったことから、一般財源において17万6,000円を支出しております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 今御答弁のあったように、全体で1万8,000枚を作成して、残り今のところ100枚ですから、カードを集めていらっしゃる方、カード収集家というんでしょうか、たくさんいらっしゃるのを確認できました。

そこで、次の今後の課題は、について移りますけれども、ダムカードの作成の要望など、東京都水道局と連携して検討していくというような御答弁をいただきましたが、水道局から過去にもダムカードの作成の予定がないと断られ、また今回も作成しない明確な理由を確認することはできませんでしたので、諦めずに要望し続けるというのも一つの方法ですが、ダムカードに執着しないで、実は全国には無料で配布されている公共カードが種類も豊富にたくさんありますし、今まで各種カードについていろいろ申し上げてまいりましたので、発想の転換というんですか、図って、日本全国の観光スポットを統一フォーマットでシリーズ化しているコレクションカードの「ロケットカード」というのがあるんですけど、ぜひそれに参加されたいかがでしようかと御提案をさせていただきたいと思います。

「ロケットカード」のこの「ロケット」とは、「ログ」記録というのと「ゲット」得るを組み合わせた造語

で、全国の観光スポットを管理する自治体や企業と共同制作した地域活性化を目的に企画されたコレクション型の観光パンフレットとして2020年7月から配布を開始しています。現在113種類が作成され、そのうち東京都は全部で15種類作成されています。内訳は、区部が11種類で、神田明神、東京タワー、東京スカイツリーが2種類、すみだ水族館が2種類、日本橋、浅草人力車が4種類、多摩地域では4種類で、多摩市のサンリオピューロランド、稲城市の装甲騎兵ボトムズスコープドッグが2種類、調布市の神代植物公園でした。区部に比べると多摩地域は少ないので、多摩湖をアピールすれば可能性はあると思います。

「ロケットカード」の配布場所や配布条件などはカードによって異なります。例えばですけれども、神代植物公園の配布条件は、植物会館でクイズとアンケートに回答した方へ配布しています。例えば当市が参加した場合、配布場所を郷土博物館にして、配布条件に多摩湖へシェアサイクルを利用して訪れた方に限定とし、配布の方法としては、東京都の「KAWAカード」や「IKEカード」と同様に訪問したことが分かるもの、例えばスマホなどで撮影した写真を提示していただきお一人1枚配布すると。カードを収集している方は、シェアサイクルを利用し多摩湖を訪れ、写真を撮り、飲食やお土産など買っていただきながら市内を巡り、カードを受け取りに郷土博物館に来館されてほしいなど思っておりまして、そうなればシェアサイクル事業との相乗効果が図れるのではないかと期待をしておりますので、今回御提案させていただいています。

このように、アイデアというんでしょうか、アイデアを出すのは比較的簡単ですけれども、いざ行政側が取り組むとなると、スムーズに進まず非常に難しいのは十分に承知しています。多摩湖は市内外から多くの方が訪れる当市を代表する観光名所であるというふうな御答弁もいただきましたが、東京都水道局が多摩湖は観光地ではなく、あくまでも東京都民の水源地だと判断されていると伺っておりますので、カード作成を許可していただけるかどうかというのが最大の課題だと思います。

多摩湖は都立狭山公園と隣接して、駐車場も整備されました。市民の憩いの場として親しまれているのですから、観光地ではないとの判断も時代とともに変化してもいいのではないかとこのように思っていますので、ぜひともこの「ロケットカード」の作成条件など早急に調査をしていただき、東京都水道局への許可依頼など課題解決に努めていただき、2027年の多摩湖竣工100年記念までの4年間でカードが完成できるよう御検討いただきたく、見解を伺いたいと思います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 「ロケットカード」につきましては、議員からも御紹介ありましたとおり、観光スポットなどを紹介するものとして、全国で113種類のカードが作成、発行されていると認識しております。「ロケットカード」を発行している団体に確認したところ、一つの例といたしまして、その地域で販売されている特産品等の購入や、観光スポットごとに設定された配布条件を達成することで「ロケットカード」を配布していただけるシステムと伺っております。

当市におきましては「ロケットカード」の発行は予定されておりませんが、先進事例を調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） ぜひとも前向きに御検討いただけるよう要望いたしまして、最後に総括としての市長の御所見を伺います。

○市長（和地仁美君） シェアサイクル、そして観光推進の事業について様々伺ってまいりましたが、アイデアも頂戴し、いずれも市の魅力の向上やにぎわいの創出、そして何より東大和ライフ、ここで住んでいる皆さんの充実につながる話題だなと思って関心高く拝聴させていただきました。

多摩湖や狭山丘陵、旧日立航空機株式会社変電所、そして野火止用水、また現在整備を進めております狭山緑地のフィールドアスレチックのローラースライダー、そういったものは、これらの当市の特徴ある地域資源だというふうに思っております。このような地域資源の場所を巡っていただいて、例えば帰りにすてきなカフェでお茶を飲んでいただいたり飲食をしていただけるといった、そんなようなことによって魅力を知っていただくだけではなく、地域の経済にも貢献いただけるような効果に結びつけていただく取組というふうにしたというふうに思っております。

今回実施するシェアサイクルについては、民間のお力を借りる事業として、市の負担なくスタートできる初めての取組というふうになっていると思いますし、よい事例になっておりますので、今後こうした新しい取組、失敗を恐れずに、職員一同、果敢に新しいことにチャレンジしていくという姿勢で進めさせていただきたいと思っておりますので、今後も御理解と御協力、また御助言、よろしく願いいたします。

○1番（二宮由子君） ぜひよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 金 井 康 哲 君

○議長（東口正美君） 次に、20番、金井康哲議員を指名いたします。

[20番 金井康哲君 登壇]

○20番（金井康哲君） 議席番号20番、やまとみどり、金井康哲でございます。令和5年第3回定例会に当たり、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、大項目の1番として、地域とともにある学校づくりについて。

当市では、まちづくりの基本施策に「子どもたちの笑顔があふれるまち」を目標に掲げ、学校と家庭、地域が一体となって、よりよい学校づくりと、児童・生徒が学習に取り組むことができる環境づくりを推進されておりますが、このことについて、以下、御質問させていただきます。

①としまして、学校と地域との現状について。

②といたしまして、学校と地域との具体的な連携について。

次に、大項目の2番として、災害対応について。

本年は、首都圏に未曾有の被害をもたらした関東大震災から100年の節目の年に当たります。関東大震災後も、日本列島各地において伊勢湾台風や阪神淡路大震災など、また東日本大震災など、数々の甚大な自然災害が発生しました。

こうした災害を契機として災害対策の充実強化が進められ、2013年の災害対策基本法の改正では、被害者が一定の期間滞在する避難場所と緊急時の一時的な避難場所をあらかじめ指定する規定や、避難行動要支援者に関する規定などが設けられました。当市におきましても、この規定に基づき2013年に地域防災計画を策定、2020年に内容を修正し、今日に至っております。

このことから、当市の災害対応について、以下、御質問させていただきます。

①東大和市地域防災計画について。

アといたしまして、令和2年3月修正後の目標達成状況と課題について。

イといたしまして、自主防災組織の現状と結成促進に向けた取組について。

②避難所開設訓練における評価と課題について。

質問は以上でございます。

再質問につきましては、市長答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしく申し上げます。

[20番 金井康哲君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、地域とともにある学校づくりについてであります。市ではこれまで市内の小・中学校のコミュニティ・スクール指定を進めてまいりましたが、令和5年度、全小・中学校のコミュニティ・スクールとしての指定を完了しています。

現在地域と学校が一体となって子供たちを育む学校づくりを推進しており、各学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域の皆様の声を積極的に生かしながら特色ある学校づくりを進めているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、東大和市地域防災計画におけます令和2年3月修正後の目標達成状況と課題についてであります。減災目標である死者の半減、住宅からの避難者の減、外出者の早期帰宅の達成状況について、令和4年度東京都首都直下地震の被害想定に照らして推計すると、死者は目標の40人に対して20人、避難者は1万6,478人に対し1万841人となり達成できておりますが、外出者の早期帰宅については、現在計画と異なり、一斉避難抑制として会社などに一時とどまる方針へ変化してきている状況にあります。

また、地域の防災リーダーの高齢化が進行しており、新たな活躍が期待できる人材の育成が進んでいない状況が見受けられるため、今後の地域の防災力の維持が課題であると考えております。

次に、自主防災組織の現状と結成促進に向けた取組についてであります。自主防災組織は現在41団体となっております。直近では、コロナ禍により活動が自粛されておりましたが、令和5年度から徐々に活動が再開されております。

結成促進に向けた取組については、例年、地域防災を推進していくため、避難所体験訓練や防災モデル地区事業を実施しており、令和5年度からは職員向けの避難所開設訓練に地域の皆様に御参加いただき、基礎知識の習得など、結成に向けた機運の醸成に努めているところであります。

次に、避難所開設訓練における評価と課題についてであります。避難所開設訓練につきましては、令和5年度から市民の皆様の参加をいただいております。参加者からは、訓練を通じて災害時は助け合いが重要である旨のお声をいただいたことから、地域の防災力の向上につながる取組であったと考えております。一方、災害時は市民が主体となった避難所運営が想定されることから、市民主体の運営組織の構築が課題であると考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、地域とともにある学校づくりについて御説明いたします。

現状につきましては、この3年間、コロナ禍の影響により学校と地域との連携が難しい状況にありましたが、感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行したことを踏まえ、今年度、全小・中学校の最重要課題をコミュニティ・スクールの推進とし、本格的に地域との連携の充実を進めているところであります。

次に、地域との連携についてであります。児童・生徒の探求的な学びの充実に向け、今年度、各小・中学校が積極的に地域人材等を外部講師として授業に招聘できる環境を整備したところであります。

また、コミュニティ・スクールとしての新たな取組としまして、ある小学校においては保護者や地域の方々が放課後の子供たちの校庭遊びを見守る取組を始めたり、ある中学校ではコミュニティ・スクール主催の防災訓練を実施したりするなど、取組の充実が図られております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 和地市長、岡田教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

初めに、大項目の1番の地域とともにある学校づくりについて、①の学校と地域の現状について再質問させていただきます。

6年ほど前にはなりますが、当時私がPTA会長を務めていたときには、学校教育に直接は関与しない地域の方々が学校運営について意見を述べたり評価をつける仕組みの学校運営連絡協議会という機関が設置されておりましたが、コミュニティ・スクールとの具体的な違いについてお伺いいたします。

○教育部参事（小野隆一君） 学校運営連絡協議会とコミュニティ・スクールとの違いについてでございますが、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことについてはどちらも同じ目的でございますが、コミュニティ・スクールについてはさらに、校長が示す学校運営の基本的な方針について学校運営協議会の承認が必要であったり、学校運営に関する意見や教職員の任用に関して意見を述べることができたりするなどの一定権限が与えられたことにより、より一層学校と地域住民等が協働して学校の運営に取り組むことが可能となる地域とともにある学校へと転換が図られたものと認識しております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

協議委員の方々の意見、提言がさらに効果的に学校運営に影響を与えるということですので、学校と地域との目標やビジョンの共有がまさに重要であり、また学校を核とした地域づくりが大切だと感じました。

次に、学校運営協議会委員の委嘱に当たり、資格の保有など条件はございますか。また、現在どのようなメンバーで構成されているのでしょうか。伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 学校運営協議会委員の資格の保有などの条件については特にございません。協議会の委員は1校15人以内とし、地域住民、保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校を卒業した者、そのほか対象学校に関係を有する者、校長、副校長または教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、教育委員会が適当と認める者を校長が推薦し、教育委員会が任命をしております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。様々な立場の方々が御活躍されていることが分かりました。

また、子供たちや地域の未来に向けて、社会総がかりで取り組んでいる組織だということも理解ができました。

次に、地域と学校の間を取り持つ橋渡し役の方が必要不可欠かと思いますが、そのコーディネーター役はどのような立場の方が務めておられるのかお伺いします。

○教育部参事（小野隆一君） コーディネーター役につきましては、学校運営協議会委員の中で、地域について詳しい自治会長やPTA会長などにコーディネーター役を務めていただき、学校が必要とする地域人材を探したり地域住民の参画を得たりしながら、学校と地域との橋渡しを行っていただいている現状でございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 地域と学校との橋渡し役として、双方の事情や要望などを十分に理解し、円滑にコ

コミュニケーションを取れることが役割として重要だと考えます。また、教職員がコーディネーター役を務める協議会も存在するかと思います。負担が増すことも懸念されますので、そういった点につきましては配慮が必要だと考えますので、教育委員会でもぜひサポートをお願いしたいと思います。

次に、現在各学校において委員の人員不足等が生じているといったことはございますか。また、不足があれば、充足に向けどのような取組を行っているのか伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 委員の人員不足等についてでございますが、現状では特にございません。校長からの推薦を受け教育委員会が任命しており、今年度の各校の協議会の人数でございますが、最少で8名、最大15名の委員構成となっております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 最大15名ということですので、人数が多ければいいというものではございませんが、地域には民間で働いている方や事業を立ち上げた方など様々な人が存在しておりますので、今までにない考えを織り交ぜ、よりよく、より風通しのよい学校運営につながることを期待します。

続きまして、②の学校と地域との具体的な連携について再質問させていただきます。

コミュニティ・スクール主催による防災訓練の評価と課題について伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 今年度、新たにコミュニティ・スクール主催により行われました第三中学校の防災訓練についてでございますが、コミュニティ・スクールの枠組みを生かし、地域、自治体、学校が連携して大震災に備えた防災意識を育むこと及び被災時に地域避難所において中学生が重要な役割を果たすことを自覚することを目的に、令和5年7月に当該校の校庭及び体育館にて実施されました。

内容としましては、仮設トイレの体験、防災倉庫見学、応急処置体験、起震車体験、初期消火体験、防災食の炊き出しなどがあり、消防署、防災安全課、青少年対策地区委員会と学校とが一体となって新たな特色ある取組ができたことは大きな成果であったと聞いております。

課題としましては、活動の継続とともに、小学校との連携など内容の充実が挙げられております。

以上でございます。

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（金井康哲君） 先月、第三中学校において開催されました避難所開設訓練に私も参加させていただきましたが、コミュニティ・スクールと避難所管理運営委員との連携が図られることが当市の理想とする形の一つだと考えますので、行政の支援もしっかりとお願いしたいと思います。

次に、各学校によって取組にばらつきがあるということをお聞きします。コミュニティ・スクールを設置しただけでは意味がなく、実効性のあるものでなければ本来の目的は果たせないかと考えますが、市の見解を伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 各校の取組についてでございますが、この3年間、コロナ禍の影響により学校と地域との連携が難しい状況にありましたが、今回紹介しました第三中学校の防災訓練のように、今年度、地域の特徴や実態に応じた新たな取組が行われており、今後さらに学校と地域との連携が進み、取組内容も多様化

してくるものと考えております。

市としましては、各校の様々な取組事例を市内小・中学校や学校運営協議会委員対象の研修会等において情報共有し、コミュニティ・スクールの活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 今年度新たに設置した学校につきましては、指導主事の派遣や伴走支援も必要かと考えます。また、令和5年第2回の定例会におきまして、岡田教育長の答弁中に、校長や学校運営協議会委員を対象とする研修を実施するとおっしゃっていましたが、その後の取組について伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 学校への支援や研修会についてであります。令和5年7月に学校運営協議会委員対象の研修会を実施し、各校から複数の委員に御参加いただきました。

参加者の感想等について一部御紹介をさせていただきます。

コミュニティ・スクールのお話を改めて聞き、理解が深まった。他学区の委員のお話が聞けてよかった。初めて参加したが、とても有意義な会であった。今まで子供が通っている学校がメインであったが、東大和全体が見える機会は初めてだった。地域によって違いはあるが、情報交換し、できるところから始めていくことが大事である。どうなったら楽しい学校なのか、学校のよいところ、好きなどころはどこなのか、子供たちの気持ちを考え、把握することが重要である。その中で目標や方向性を考えていけたら、学校、子供たち、地域、保護者が一体となるように思うなど、委員の皆様がコミュニティ・スクールについての理解を深めることができたとともに、今後も継続して情報交換の場等を設定し、支援していくことが必要であると認識しております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 御答弁いただきありがとうございます。コミュニティ・スクールの取組について理解を深めることができました。

文部科学省が告示する学校指導要領が改訂され、社会に開かれた教育課程を理念に掲げております。子供たちが社会のつながりの中で学ぶためには、地域との連携・協働した教育活動を充実させることが求められております。近年当市におきましても、PTAを廃止にした学校も存在すると伺いました。

一方、他自治体ではございますが、PTAは廃止したものの、新たに保護者、教職員、地域住民の有志で構成されたPTCAといった組織を立ち上げ、順調に推移している学校も存在しているそうです。子供たちを取り巻く環境には、地域、保護者、学校のつながりが大切であり、顔の見える関係をつくることによって、防犯や防災、また心豊かな人間が育つものだと思います。

2019年に市内中学校5校の生徒1,010人を対象に、住みやすさに関するアンケートを実施した結果、住みやすいという回答は77.6%と、住みにくいという回答を大きく上回ったものの、住み続けたいかといった質問に対しては33.2%と低く、市外に引っ越したいとの回答のほうが39.9%と上回る結果となりました。

こういったことから、コミュニティ・スクールを導入することで子供たちが自分の住む地域を好きになり、誇りを持てるような取組が図られることを期待して、この項を終わります。ありがとうございました。

続きまして、大項目の2番の災害対応について再質問させていただきます。

初めに、①の東大和市地域防災計画について、ア、令和2年3月修正後の目標達成状況と課題について再質問させていただきます。

先ほど市長の答弁におきまして、死者、目標40人に対して20人、避難者は1万6,478人に対して1万841人となり、達成しているとのことですが、今後さらに被害を減少させていくために、高齢者等の要配慮者への対策

の充実が必要であるかと考えます。

そこで、当市では災害時に支援を必要とする方の名簿について協定を結んだ地域に提供し、要支援者と支援する方を結ぶ取組を進めているかと思いますが、進捗状況について伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 要支援者と支援する方を結ぶ取組の進捗状況でございますが、名簿を提供している自治会等からは、各登録者の支援者となる方の確保の難しさなどの理由によりまして、協定に基づいた支援活動を実施するための体制づくりが進んでいないとの状況を伺っております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） では、その課題である支え合う体制づくりをより推進するためにはどのような取組を図るべきかを伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 支え合う体制づくりを推進するための取組でございますが、この体制は個別避難計画に基づくものでございますので、この個別避難計画の作成を進めることが重要であります。

なお、名簿の提供を受けました自治会等におきまして、個別避難計画の作成が十分進んでおりません。他の自治体におきまして、要支援者の状況を把握している福祉専門職等の協力を得ることや、デジタルを活用して計画を作成するなど先進の取組があると伺っておりますので、今後研究してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

次に、防災行政無線について、大雨や台風などにおいて音声聞き取りにくいといった課題がございますが、どのような取組を行っているのか伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 防災行政無線で音声聞き取りにくい場合についてでございますが、こちらのほうは市としても認識しているところでございますが、このことから、防災行政無線で放送する音声の内容を電話で確認する防災行政無線自動音声応答サービス、また文字情報として提供する市の公式LINEなどのSNS、安全安心メールサービスを行っております。また、本サービスは市報や市が実施する訓練、出前講座などにおいて市民の皆様に周知をしているところでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

先月8月15日に発行されました市報1面の大雨や台風の避難行動検討の記事はとても分かりやすく、そのQRコードからも行政無線自動音声応答の情報を得ることができますが、重要な情報だと思いますので、より市民の方の目につくような工夫もよろしく願いいたします。

また、記憶に新しい事例を挙げますと、先月ハワイ州マウイ島で発生した山火事では、警報サイレンが作動していなかったことが明らかとなりました。当市においても、災害時には様々な理由で防災行政無線が使用できないケースが想定されますが、市の見解を伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 当市において想定されるものとすれば、富士山の噴火による降灰による影響が考えられます。このようなことから、ホームページやSNS、メールサービス、スピーカーつきの車両による広報などあらゆる方法を使い、可能な限り情報伝達に努めることとしてございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 豪雨や台風などの自然災害が発生した場合、住民に避難指示などの避難情報を迅速か

つ的確に伝達することは、災害から住民の安全を守る上で重要であります。また、災害対策基本法第56条において、災害に関する予報もしくは警報の伝達は市町村の責務と定められていることから、屋内に設置する戸別受信機が有効であると考えますが、市の見解を伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 屋内に設置いたします戸別受信機が有効であることは認識してございます。これを実施するに当たっては市の財政負担が大きなものになってきます。ですので、市長会を通じて東京都にさらなる財政支援のお願い、要望をしているところでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

緊急速報メールが配信されるスマートフォンなどの携帯端末を保有していない世帯には有効でありますし、市町村が戸別受信機等を配備するに当たっては、緊急防災・減災事業債や特別交付税による地方財政措置の活用ができることや、消防庁では各市町村の職員に対して技術的な知見を有するアドバイザーの派遣や、戸別受信機等の配備促進事業として無償貸出しによる配備支援も行っているため、導入の検討をお願いするとともに、聞き取れたものの、要支援者であったり避難ができなかったということがないように、支え合う体制づくりの推進を図っていただくよう、よろしく願いいたします。

次に、東大和市国土強靱化地域計画には、避難所における電源対策として、長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能、生活環境や情報収集手段が維持できるよう、指定避難所の電源対策についても取組を推進するとの記載がございますが、現状について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 市におきましては、1避難所当たり、持ち運びができる発電機を1台、蓄電池を3台、ソーラーパネルを3台相当を配備し、災害対策本部への情報伝達等、避難所の機能の維持に必要な最低限の電源の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 避難所となる施設には空調設備が設置しているかと思いますが、東日本大震災や令和元年台風15号では、鉄塔や電柱の倒壊、また電線の支障などが多数発生し、大規模かつ長期的な停電が発生したことから、避難所において空調設備の不能が予想されますが、当市の対応はどのように考えておられますか。

○総務部参事（関田孝志君） 当市の避難所となります中学校の体育館の空調につきましてはプロパンガスを使用してございます。停電時には、ガスで発電した電気を起動時に供給でき、使用することが可能であります。

しかし、その他の施設につきましては都市ガスや電気による空調となりますので、停電の影響を受けるかと思えます。このことから、その他の避難所につきましては、備蓄する発電機で発電し、また持ち運びが可能な蓄電池を使用し、その電源で扇風機を使用することとなるかなというふうに想定してございます。

令和4年5月に東京都防災会議が発表した首都直下地震等による東京の被害想定によると、当市の発災当初の停電率は3.6%から4.8%、おおむね4日後には復旧できると想定されております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 近年の夏季は災害級の暑さとなり、熱中症等の被害も懸念されることから、自立発電ができるLPガス災害バルクの配備等の検討もよろしくお願いしたいと思います。

次に、公園や緑地などを地域の防災活動の拠点として利用できるよう、災害時のオープンスペースの確保についてはどのような取組を行っているのか伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 市におきましては、公園や緑地、地域の防災活動の拠点として利用できるような

災害時のオープンスペースの確保の取組につきましては、市や東京都の公園、地域の防災活動拠点としての活用のほか、地域の農地を災害時に一時避難するスペースとして使用できるよう、農地の所有者の御協力を受けた上で、東京みどり農協との協定を締結しているところでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 公園や緑地などを防災活動の拠点として利用するに当たって、かまどベンチの設置は有効と考えられますが、市の見解を伺います。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） かまどベンチにつきましては、災害時において地域の防災活動の拠点における役割として、調理方法の確保などの観点から必要性は認識しているところでございますが、公園の多くは面積が小さい公園でございまして、災害時に一時的に避難する場所と考えております。そのため、かまどベンチの設置の必要性につきましては、防災安全課と連携しながら検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 平時はそのスペースを活用しキャンプ体験などを行えるようにするなど、子供たちには遊びの中から防災を学べるといった働きかけが必要だと考えます。

次に、災害に強い都市基盤の整備のため、市道第8号ブロック積み擁壁補修工事を実施することになっていと思いますが、擁壁を補修する理由について伺います。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 市道第8号線ブロック積み擁壁補修工事でございますけれども、令和5年度から令和8年度までの4年間で工事を実施する予定でございます。

この擁壁は昭和51年から昭和53年に施工され、老朽化により表面のひび割れや剥離などが見られる状況でございます。このことから、交通車両や歩行者の安全の確保等を図るため、また諏訪山橋より南側につきましては、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されておりますことから、補修工事を実施することいたしました。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

4年間の工期ということですが、工事終了後、次に優先する補修地域や条件など、計画について伺います。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 現時点で別の擁壁を補修する予定はございません。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

続きまして、伊の自主防災組織の現状と結成促進に向けた取組について再質問させていただきます。

自主防災組織の結成に当たり、自治会等の組織とは結成方法は異なるのでしょうか。また、現在自治会等に属さず自主防災組織のみで活動されている団体は存在するのか伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 自主防災組織の結成につきましては、現在市への手続は特段必要としてございません。決まった結成方法はございません。

次に、自主防災組織のみで活動している団体の存在につきましては、市では確認ができてございません。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 自主防災組織の結成や運営に対する補助や助成状況について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 市では、自主防災組織の結成や運営に対する補助や助成支援などは行ってござい

ません。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 次に、東大和市地域防災計画における共助の推進の項目に自主防災活動の支援整備や各種訓練の指導等という記載がございますが、どのような取組を行っているのでしょうか。伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 支援整備につきましては、自主防災組織にヘルメットやメガホン等の防災活動で使用する最低限の防災資機材等の貸与を行い、また訓練実施に併せて、市に訓練計画を提出する組織には、訓練中に生じた事故に保険が適用されるよう市が保険に加入しているところでございます。

次に、各種訓練の指導等につきましては、防災安全課の職員の講話のほか、北多摩西部消防署の協力により、応急救護訓練や水消火器を使った初期消火訓練などを行っているところでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

次に、防災コミュニティへの女性の参画の促進及び女性リーダーの育成について、現状と課題を伺います。

○地域振興課長（池田 剛君） 防災コミュニティへの女性の参画の促進及び女性リーダーの育成についての現状としましては、男女共同参画の視点に立った防災施策を推進するため、令和4年度に市役所1階において防災安全課と共同で防災パネル展を行い、その中において、女性視点の防災ブックである「東京くらし防災」を展示するなど、男女双方の視点に立った安全・安心の確保を実現できるよう意識啓発を図っております。

また、防災安全課においては、東京都が主催する、防災ウーマンセミナーへの参加を広く市民に呼びかけるなど、女性防災リーダー育成の環境づくりに努めているところでありますが、女性防災リーダーの育成をさらに進めていく必要があることが課題であると捉えております。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

女性消防団員もそうですが、女性の参画により多様な視点が入り入れられる等の多くのメリットがありますので、さらなる推進をお願いしたいと思います。

次に、災害時の被害拡大を防止する取組として地区防災計画制度がございますが、この地区防災計画制度は共助の防災活動を促進する観点から、2013年の災害対策基本法改正において、地域住民及び事業者による地域コミュニティにおける自発的な防災活動に関する計画として創設されました。

現在首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模広域災害の発生が懸念される中で、地区防災計画制度は地域防災力を向上させる手段として不可欠なものと考えられますが、当市の見解について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） この地区防災計画に関する市の見解につきましては、大規模災害時において地域防災力を向上させる手段として、自助、共助及び公助の連携が期待でき、災害後の災害対策が良好に働くと認識してございます。このことから、自治会等の地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、一定地区の居住者等が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画を作成することは、地域防災力の向上に有効であると考えられます。

これまでコロナ禍で地域活動自体が収縮しておりましたが、地域活動を再開した自治会等もあることから、今後各団体のニーズに応じた支援をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） おっしゃるとおりだと思います。地区防災計画をつくることにより、地域コミュニ

ティーの活性化や住民の安全・安心を守る上で大きな役割を担うことになると思います。しかし、現在は自治会離れが進んでいることもあることから、自治会の自主防災組織化も手段の一つだと考えます。

また、設立時や運営費及び資機材購入費に対する補助制度やリーダーの育成、講演会や研修会の開催等、行政の後押しが重要であると考えますので、その点につきましても御検討をお願いします。

続きまして、②の避難所開設訓練における評価と課題について再質問させていただきます。

まず、大雨や台風における当市の災害対策本部の設置基準について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 大雨や台風の接近に伴いまして大雨警報等の発表や災害発生が見込まれるときには、総務部長をトップとした水防本部を設置し、水防本部では市内の監視、警戒、自主避難所の開設を行いますが、天候のさらなる悪化に伴いまして、河川の氾濫や土砂災害の発生が見込まれる場合など、市長が市民に避難を呼びかける必要があると判断した場合には、市長をトップとした災害対策本部を設置することとさせていただきます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） 震災については震度5以上で災対の設置、大雨や台風などは水防本部の立ち上げ、その後の見込みによって災対の設置ということで理解ができました。

次に、当市の避難所運営マニュアルには避難所運営管理委員会の設置とございますが、現状について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 避難所管理運営委員会はまだ設置には至ってございません。一部地域においては、避難所管理運営委員会の主体となるような地域の防災連合組織が定期的に活動しておりますが、避難所管理運営委員会の設置に進んでいない状況であります。

このことから、今年度避難所管理運営委員会の設置を見据え、避難所開設訓練に地域の方も参加していただき、地域の自治会などのお互いがつながりを持つ機会となるように始めたところでございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

次に、事業継続計画の災害発生時の人員配分を考慮すると、初動時の人員不足が課題となっておりますが、避難所が開場できないといった懸念もあることから、その対策について伺います。

○総務部参事（関田孝志君） 災害の初動時の人員不足の対策につきましては、東大和市事業継続計画では、非常配備態勢に移行してから1時間以内に参集できる職員が35%弱、3時間以内に参集できる職員が67%弱と想定してございます。このことから、災害発生直後は災害対応業務に人材を集中できるよう、通常業務を縮小するとともに、参集職員を災害対策本部の設置や避難所開設などの業務に優先的に配置するなど、臨機応変に対応することを考えております。

また、避難所開設においては、市の職員や学校職員のほか、地域の皆様と連携して対応することを考えてございます。

以上でございます。

○20番（金井康哲君） ありがとうございます。

自主防災組織が存在する地域におきましては、避難所の開設及び運営はある程度任せよう育成が大事であり、市の職員につきましては被害情報の収集等を行うことができるよう、限られた資源を早期に有効活用することが大切だと考えます。

最後になりますが、ハード面、ソフト面の様々な対策を組み合わせることで被害を最小化する減災の考えを徹底し、防災教育や防災訓練といったソフト対策の取組についても改めて強化していくことが必要だと考えます。

和地市長の所信表明にもございましたように、さらに災害に強いまちづくりを目指し、防災対策事業の推進が図られることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、金井康哲議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 川 元 君

○議長（東口正美君） 次に、14番、大川 元議員を指名いたします。

[14番 大川 元君 登壇]

○14番（大川 元君） 議席番号14番、無所属の大川 元です。通告に従い、一般質問させていただきます。

1、带状疱疹ワクチン接種費の一部助成について。

①現在の利用状況について。

②今後の取組について。

2、看護小規模多機能型居宅介護について。

①現在の市内の状況について。

②課題について。

③今後の方向性について。

3、消防団の団員募集について。

①現在の取組状況について。

②学生消防団員の募集について。

4、第七小学校と第九小学校の統廃合について。

①現在の状況について。

②第七小学校と第九小学校の統合による新校（統合校）開設についてのアンケート調査の結果について。

③今後の方向性について。

5、家庭ゴミの不法投棄対策について。

①現在の市内の状況と取組について。

②今後の方向性についてをお伺いします。

壇上での質問は以上にして、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[14番 大川 元君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、带状疱疹ワクチン接種費の一部助成についてであります。市では、令和5年4月から50歳以上を対象として带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を実施しており、令和5年8月末時点での助成実績は累計で178件となっております。

次に、今後の取組についてであります。本事業につきましては令和5年度の新規事業でありますことから、まずは利用状況などの把握に努めたいと考えております。また、ワクチン接種による予防効果や副反応などの

情報について市民の皆様にご周知し、本事業を広く利用していただけるよう、市公式ホームページ等での情報提供に努めてまいります。

次に、市内の看護小規模多機能型居宅介護の状況についてであります。看護小規模多機能型居宅介護は平成24年に創設された介護、医療の複合型サービスで、訪問看護、訪問介護、通い及び泊まりを一つの事業所で提供するサービスであります。市内では、令和5年6月に初めてとなる事業所が1件開設しております。

次に、課題についてであります。看護小規模多機能型居宅介護の事業所は多摩地区においても近年増加しているものの、まだ事業所数が少ないため、利用者が希望するサービスを受けられない場合があると聞いております。

次に、今後の方向性についてであります。令和4年度に実施しました事業者を対象とした調査では、不足しているサービスの一つとして看護小規模多機能型居宅介護が挙げられておりました。

市としましては、引き続き介護事業者と連携し必要なサービスの確保に努めるとともに、介護、医療、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてまいります。

次に、現在の消防団員募集の取組状況についてであります。市報や市公式ホームページなどを通して常時広報活動に努めております。また、東やまと産業まつりや総合防災訓練等におきましても消防団広報ブースを設置し、活動紹介や団員募集、消防団の認知度向上に努めております。

次に、学生消防団員の募集についてであります。学生が消防団に入団した場合、組織の活性化などの効果が見込まれるため、消防団にとって有益であると考えております。そのため、市内の高等学校や専門学校に対し、機会を見て消防団の活動紹介を積極的に行っております。

次に、第七小学校と第九小学校の統合に向けた状況についてであります。現在新しい学校の建設に向けて、地域に根差した魅力ある学校づくりを進めるための基本的な考え方や方針を示す基本構想策定のための検討を進めているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、第七小学校と第九小学校の統合による新校開設に向けたアンケート調査の結果についてであります。第七小学校と第九小学校に通う児童と保護者の皆様を中心に、新しい学校にあったらいいなと思う場所などについて御意見を伺い、203件の回答をいただきました。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、第七小学校と第九小学校の統合に向けた今後の方向性についてであります。現在子供たちの未来を見据え、安全・安心で快適な教育環境を確保するため、開校時期や統合時期などのスケジュールの見直しについて検討を進めているところであります。

統合後の新校については、地域コミュニティの核となるよう取組を着実に進めてまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、家庭ごみの不法投棄における現状と取組についてであります。不法投棄は、投棄した人物の特定が困難であり、当市におきましても後を絶たない状況であります。

不法投棄が発生した場合の取組につきましては、適正な排出を促すための表示を行い、一定期間排出場所で注意喚起しております。また、不法投棄されやすい場所などにおいては、不法投棄の抑制を促す看板の設置や委託業者による巡回などを実施し、防止に努めております。

次に、今後の方向性についてであります。不法投棄は生活環境や公衆衛生に悪影響を与えるものでありま

すことから、引き続き対策が必要であると考えております。

今後におきましても、防止看板の設置やパトロールを強化し、排出マナーの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、第七小学校と第九小学校の統合に向けた状況について御説明いたします。

現在学校運営協議会委員をはじめとした地域の皆様の意見を踏まえながら、地域に根差した学校づくりに向けまして、第七小学校と第九小学校の統合による新校の整備方針等を示す基本構想の策定を進めているところであります。令和5年度中にこの基本構想を策定し、基本・実施設計に入る予定としております。

次に、第七小学校と第九小学校の統合による新校開設に向けたアンケート調査の結果についてであります。新しい学校の建設に当たっては、空調設備やトイレ等の快適な生活空間の整備が重要という回答や、新しい学校には安心というイメージが望まれるなどの回答が多くありました。アンケート調査の結果につきましては、基本構想の策定に向けまして、新校舎の整備内容の検討の参考資料の一つとして活用させていただいているところであります。

次に、第七小学校と第九小学校の統合に向けた今後の方向性についてであります。令和5年度中に開校時期や統合時期等のスケジュールの見直しを踏まえまして基本構想を策定し、基本・実施設計に入る予定としております。

今後につきましても、第七小学校と第九小学校の統合、新校舎の開校に向けまして、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、地域の皆様の意見を踏まえて検討を進めてまいります。

そして、これまでの第七小学校と第九小学校の伝統を継承しながら、集会施設や学童保育所を複合し、地域のコミュニティーの核としての役割を備えた学校施設の整備を目指し、取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、带状疱疹ワクチンについてなんです。8月末時点における実績について、累計で178件とのことでしたが、带状疱疹ワクチンとして使用されている生ワクチンと不活化ワクチン、それぞれの実績状況についてをお伺いします。

○健康推進課長（幸村有紀君） ワクチンの種類による内訳についてでございますが、生ワクチンでは41件、不活化ワクチンにつきましては137件となっております。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 带状疱疹ワクチンの副反応について、生ワクチンと不活化ワクチンでどのような副反応があるのか、また市内での副反応の報告があるのかについてお伺いします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 带状疱疹ワクチンの副反応についてでございますが、ワクチン製剤の説明書によりますと、2種類のワクチンに共通する副反応としましては、アナフィラキシーや接種部位の発赤、疼痛があるとされております。また、生ワクチンでは、血小板減少性紫斑病や無菌性髄膜炎、不活化ワクチンでは頭痛や消化器症状が挙げられておりますが、市内での重大な副反応につきましてはこれまでは報告されてお

ません。

以上でございます。

- 14番(大川 元君) 市内での副反応についての報告はこれまでの間、入っていないとのことでしたが、様々な症状があり、ワクチンに関係するのかわからず、医療機関にも相談しにくいといった方もいるのではないかと考えます。どうしてもドクターは忙しいので、不安に思う点について、恐らく困っている方が詳しく聞きたいと言ったとしても、詳細を説明するというのもなかなか難しいと思います。

私も今ちょっと、診療明細について素人だから分からないので見てほしいという相談を市民の方から受けますが、患者さんとしては、素人だから分からない、そしてドクターに説明を求めても大したことではないというふうな形で先生から言われまして、安心するようにと言われたとしても、副反応が出ていたら、詳しく検査であったり診療してほしいというのは患者の立場であります。

その上で、带状疱疹ワクチン接種に関するコールセンターなどの状況についてを教えてください。

- 健康推進課長(幸村有紀君) コールセンターなどの状況についてでございますが、厚生労働省におきまして予防接種や感染症全般に関する相談窓口が設置されております。また、医薬品の適切な使用において発生した副作用による健康被害に対する国の救済制度の相談窓口についても開設されております。

以上でございます。

- 14番(大川 元君) 市内での副反応の報告についてはこれまでの間、入っていないとのことですが、带状疱疹ワクチン接種を受けるか悩んでいる方や、市として接種勧奨を行っていく上で、予防効果と併せて副反応について丁寧に説明を行う必要があると思います。どのように取り組まれているのかをお伺いします。

- 健康推進課長(幸村有紀君) 副反応についての市民の皆様への情報提供についてでございますが、市公式ホームページにおきまして、带状疱疹ワクチンの予防効果やワクチンの種類とその副反応についてお知らせしております。また、本年4月の事業開始時には市内医療機関へ情報提供を行うとともに、対象になる方へのチラシの配付やワクチン接種への問合せへの対応についても御協力をいただいております。

今後につきましても、市公式ホームページやSNSなどによる情報提供を行ってまいります。

以上でございます。

- 14番(大川 元君) 私も带状疱疹になった方の相談を受けたことがありますが、実際なってしまうと、寝込んで本当に全く仕事ができないという状況になるということで、その点から受けようか迷っている人がいっぱいいるということについては現状を把握しております。

そこで要望なんですけれども、現在はネットで検索すれば多くの情報を自分で調べられる時代になってきております。接種を受けた後の副反応であったり、接種を受けるか迷っている人たちが、自分自身で調べているときに、ホームページやSNSなどで情報提供を行っていくことについては非常に重要なことだと私は考えております。

引き続き、何かあれば、できるだけ分かった時点で早急に詳細に市民の皆様への情報提供をお願いします。これは要望になりますので、よろしく願いいたします。

次に、看護小規模多機能型居宅介護のほうに移らせていただきます。

看護小規模多機能型居宅介護の事業所の数が少ないとの答弁がありましたが、現在東京都または多摩地域にどのくらいの事業所があるのでしょうか。また、近隣市の状況を教えてください。

- 介護保険課長(里見拓美君) 公益財団法人東京都福祉保健財団が公表しております、とうきょう福祉ナビ

ゲーションによりますと、8月末現在で東京都全体で66事業所、そのうち多摩地域では26事業所ございます。

近隣市の状況についてであります。立川市、小平市は各1事業所、東村山市は3事業所、武蔵村山市には現在ございません。

以上です。

○14番(大川 元君) 近隣市についての状況が分かりました。

その上でなんですが、事業所の数が少ないということで御答弁にもあったんですが、利用者の需要についてはどのぐらいあるのでしょうか。お伺いします。

○介護保険課長(里見拓美君) 今後高齢化の進展とともに医療依存度が高い高齢者も増加すると見込まれるため、看護小規模多機能型居宅介護のような在宅生活を支える新たな複合サービスの需要は今後も高まるものと考えております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 私もこういったサービスの需要が高まるというふうにも個人的にも考えておりますが、その上でお聞きしたいんですけども、この看護小規模多機能型居宅介護のメリットは何なんでしょうか。

○介護保険課長(里見拓美君) 看護小規模多機能型居宅介護のメリットについてであります。通常利用するサービスごとにそれぞれの事業所と契約する必要がありますが、一つの事業所で介護と医療の複数のサービスを受けることができるため、利用者情報も一元化でき、利用者の負担軽減にもつながります。また、医療ニーズの高い利用者に24時間対応できることや、サービス間の調整が行いやすく、柔軟に対応できることもメリットであると考えております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 今の御答弁から、非常に利用者さんの目線からするといろいろなメリットがある、そういう事業所であるということが分かりました。

その上で、現時点における、こう言うのは何ですけども、何か問題点であったりとかデメリットはあるのでしょうか。

○介護保険課長(里見拓美君) デメリットについてであります。現在まだ数が少ないことが挙げられます。また、近年人材不足や建設費の高騰は事業所開設の障壁になっていると考えられます。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 今のこの状況の中で、看多機に限らず、介護事業者にとって物価や燃料費の高騰は事業経営に大きな影響を与えていると考えます。これに対し、市として対策を講じていることがあれば教えてください。

○介護保険課長(里見拓美君) 物価や燃料費の高騰対策としての市の事業についてであります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、介護サービス事業所物価高騰対応助成金を1事業所当たり20万円、または10万円を法人単位の上限の定めなく助成しております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 物価高についてはまだ続いておりますので、引き続き状況を見ながら必要な支援を行っていただきたいと思っております。

そこで、そういったところで事業所に対する支援と、あとこれは要望になるんですけども、利用者の立場に立つということが私、重要だと思っております。

その上で、先ほど御答弁で、利用者の負担を軽減するという点においては、私自身の経験でも、仕事をしていた上で、その利用者さんが医療従事者であったり、あとドクターであったり、あと福祉のケアマネに対して、やはりサービスの事業所が違っていると、一つ一つの事業所に対して同じことを複数回説明しなければいけないということがあります。それは、簡単に終わればいいんですけども、結構やはりサービスを提供するとなると詳細に把握しないと、なかなかその人に対してきちんとしたサービスが提供できないということになるので、事業所側としてもきちんと詳細に聞かなければいけないということは、私が把握している範囲でも患者さんにとって大きな負担になっていたということがありました。また、それがその患者さんを支える家族にとっても結構大きい負担になっていたということもあるんですね。

そういった観点から考えると、こういったサービスを一元化できるっていう事業所が増えていけば、患者さんの負担、また利用者さんの家族の負担が今後は軽減されていくと思いますので、市としてもきちんと支援に力を入れていただきたい、そのように考えます。これは要望になりますので、よろしく願いいたします。

次に、3番の消防団の団員募集についてに入らせていただきます。

消防団は、地域に密着した地域防災力の中核として極めて重要な役割を担っておりますが、全国的な傾向として消防団員数が減少傾向にあり、特に若年層の入団者の減少が団員数減少の大きな要因となっております。

当市におきましても全国的な傾向と同様の状況であり、団員一人一人の負担が増えていくものと危惧しております。

そこで、先ほどの市長答弁において、団員募集に当たり様々な広報活動を行っているとの説明がありましたが、効果はあったのでしょうか。お伺いします。

○総務部参事（関田孝志君） 市長答弁で御説明いたしました広報活動以外にも、大型商業施設や商工会加盟店の御協力により消防団募集のポスターを掲示させていただきましたが、大きな効果には至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 私も掲示しているポスター、至るところで見ているので、決して効果がないということではないと感じております。そのポスターを見て興味を持つ方もいらっしゃると思いますが、確かに大きな効果がないとの説明でしたけれども、効果的な入団促進について、どのようにすればそれが促進できるかについて、市としての考えをお伺いいたします。

○総務部参事（関田孝志君） 消防団員の効果的な入団促進につきましては、やはり現役の消防団員の勧誘活動が最も有効ではないかというふうに考えてございます。その理由といたしましては、実際の活動内容をきめ細やかに入団希望者に説明ができ、消防団員としてのやりがいや地域貢献への誇りなどを十分に理解いただけるからこそだと思います。

このことから、広報活動におきましても、従来のように、入団しませんかといった広報活動ではなくて、入団希望者が消防団の活動の内容を把握できるような工夫が必要でありますことから、令和4年12月に消防団の公式ユーチューブを開設したところであります。

今後も消防団と連携を図り、定期的に動画の更新をし、広報活動を効果的に高められるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○14番（大川 元君） ポスターに興味を持った方がどんな活動をしているのかということでユーチューブを

見る、また現役の団員からどういった活動をしているかについて、入団してくれるかもしれないという方に説明する上で、私はそういった動画っていうのは非常に有効だと考えております。なので、その点につきましては引き続きよろしく願いいたします。

そして、そのほか消防団の入団促進における新たな取組とかがありましたらお聞かせください。

○総務部参事（関田孝志君） 令和5年度から市民の皆様には訓練予定日を告知し、消防団の訓練を見学できるようにし、少しでも消防団への関心が高まり、入団につながっていければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 先日行われました大きな訓練でも、恐らくこの告知を見て見学に来られた市民の方がおられました。そのことから私自身もすごい有効なことだというふうに考えます。

そこで、私も消防団員として日夜訓練に励んでおりますが、団員数が減少すればするほど1人当たりの団員の負担が増していくと実感しております。訓練も、水出し訓練を複数回やる場合において、できればやっぱり夏の暑いときとかは小まめに交代したりであったりとか、水分補給の時間を設けたりであったりとか、そういった形で、いろいろと配慮してできればいいんですけども、団員が少ないとなかなか交代できない、水分補給する時間が取れないとかいった、そういったことにもなってしまうので、恐らく、やはり団員数の確保というのは重要な問題になると思います。それがやはり改善されないことには、一人一人の団員の負担が減ることはないと思いますので、従来どおりのことを行うだけでなく、新たな取組も積極的に行っていただきたいということを要望いたします。

次に、学生消防団員の募集についてなんですが、学生消防団活動認証制度について説明をお伺いいたします。

○総務部参事（関田孝志君） 学生消防団活動認証制度につきましては、消防団員として活動した学生に対し、市町村長が学生消防団活動認証証明書を交付するものでございます。この証明書につきましては、学生が就職活動の自己PRなどに活用されるもので、就職への一助となり、学生の入団促進効果が期待できると思われるものでございます。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 今御答弁で、就職活動で自己アピールになるということと言われておりました。恐らくそういった意識を持った方、私も東大和市役所にできれば入職していただきたいと思っておりますので、そういった意味では、やはりこういった学生時代から消防団員として活動している方、そういった方がもしアピールしてきたら、その点についてはできる範囲内で高く評価していただきたいと考えております。よろしく願いいたします。これは要望です。

それで、次に、市内の高等学校や専門学校に対し消防団への入団を働きかけているかについてお伺いいたします。

○総務部参事（関田孝志君） 令和5年7月に都立東大和南高校におきまして、第1学年280名の生徒を対象に防災訓練が実施され、北多摩西部消防署から消防団に出動の要請がございました。この機会に、教職員を含む全生徒に対し、消防団公式ユーチューブのPRをしたところでございます。

今後におきましても、都立東大和高校や北多摩看護専門学校などに消防団が出動した際には、消防団公式ユーチューブのPRをし、消防団活動の理解を得ていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 非常に有効的な取組だと思います。私も看護学校とか行きますと、恐らく学生の意識

も、社会の役に立ちたいであったりとか、人のために役に立ちたいという意識が高い方が集まっていると思いますので、そういったところに行ってPRするということについては恐らく反響も大きいと思いますので、今後少しでも効果があるのであれば、積極的に行動していただきますよう要望いたします。

次の項に移らせていただきたいと思います。

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時51分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（大川 元君） そうしましたら、先ほど御答弁で、開校時期や統合時期等のスケジュールの見直しを検討されているとのことでしたが、現時点でどのような検討が行われているのか教えてください。

○教育部長（小俣 学君） 第七小学校と第九小学校の統合によりまず新校開設に向けたスケジュールの見直しについてでございますが、これまで令和9年2月期の新校舎の開校ということで、学校の統合時期につきましては未定ということとさせていただきます。

このスケジュールを子供たちの安全・安心で快適な教育環境を確保するために見直しをいたしまして、令和8年4月に学校を統合し、令和10年2学期の新校舎開校に変更したいというふうに考えております。つまり新校舎開校を1年延期すると、そういうことで変更したいというふうに今現在考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 子供たちのためにいろいろ考えた上でそういったスケジュールになったということについては私のほうでも理解いたしました。

その上でちょっとお聞きしたいんですけども、スケジュールの見直しに至った経緯をお伺いいたします。

○新校開設担当課長（大野祐司君） 第七小学校と第九小学校の統合による新校開設に向けたスケジュールの見直しに至った経緯につきまして御説明させていただきます。

これまで、第七小学校と第九小学校の学校運営協議会委員などから成ります統合検討会議の委員の皆様のご御意見を踏まえまして、新しい学校の施設整備について検討を進めてきたところであります。

統合検討会議でいただいた意見を具現化するための検討を進める中で、仮校舎及び新校舎の工事費を推計したところ、昨今の建築業界における資材価格や人件費の高騰、人手不足などによりまして学校施設長寿命化計画の策定時の額を大きく超える状況がございまして、今後の老朽化した市内の全小・中学校の更新も見据えた中で、新校開設に向けた工事費の精査が必要となりました。そのため、統合検討会議での御意見を踏まえつつ、様々な工夫を凝らし、仮校舎及び新校舎の整備内容、工事費の精査を行わせていただきました。

この精査の作業に時間を要しましたことから基本構想の策定期限を延伸する必要がございまして、それに伴い、基本設計、実施設計、工事期間など全体スケジュールを見直さざるを得ない状況となったものでございます。

この全体スケジュールの見直しによりまして、新校舎の開校時期をこれまで予定していた令和9年2学期から令和10年2学期に変更したいと考えております。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 私も報道で、岐阜のほうでやっぱり建築資材であったり人件費の高騰により、工事業

者もなかなかその、無計画っていうわけじゃないですけども、当初の計画どおりいかない範囲を無理はできないということで、市と交渉機関が間に入って、その間工事が止まってしまい、結果的にはちょっと開校というかその統合時期が遅れたとか、そういった話も聞いております。

ですので、そういった報道から考えても、今御説明がありました見直しについては、むしろその当初の計画にこだわって、いつどうなるか分からないという話になるよりは、もう早い段階で見直しをして、きちんとスムーズに行くようにということやすることについては私もそのほうが良いと思いますので、その点については理解いたしました。

その上でちょっとお聞きしたいんですけども、学校の統合時期については、今私もちょっと説明したように、どのような考えを持って設定したのかについてだけちょっと聞きたいんですけども、お伺いいたします。

○**新校開設担当課長（大野祐司君）** 学校統合時期の設定の考え方につきまして御説明させていただきます。

全体スケジュールの見直しと併せまして、児童の皆様への精神的な影響に対する配慮や、教職員の皆様の負担軽減等を主な目的としまして、学校統合の時期について検討をいたしました。

第七小学校の場所に新校舎を建設するに当たりまして、仮校舎を第九小学校の敷地内に建設しますが、第九小学校の敷地内に2つの学校が混在するという状況になりますと、第七小学校の児童の皆様にとって間借り状態での混在は肩身の狭い状況になることも推察されます。一方で、新校舎の工事完了後は、第九小学校の児童の皆様が第七小学校敷地内の新校舎に通うことから、逆の立場になる状況も予想されます。短い期間で環境の変化が重なることは、児童や教職員の皆様にとって最適な状況ではないと考えております。

そこで、仮校舎使用時から両校を統合し、全ての児童の皆様が母校として等しく学校生活を送れるよう、また全ての教職員の皆様等しく職務に当たれるよう、統合時期を令和8年4月としたいと考えております。

なお、その結果としまして、仮校舎につきましては既存の第九小学校の校舎の供用が図れますことから、新たに増築する校舎を必要最小限とすることが可能となります。

以上でございます。

○**14番（大川 元君）** 私も今の説明をお聞きしまして、やはり建築資材の高騰であったり人件費とかいう問題よりも、子供たちであったりとか、その保護者の皆さんであったりとか教職員の皆様の立場に立って、一番いい計画が先ほど説明いただいた計画になったので見直したということが理解できましたので安心いたしました。

ただ、その上でちょっとお聞きしたいんですけども、児童、保護者の皆様へのアンケート調査が行われたということでお聞きしたんですが、基本構想の策定に向けて、新校舎の整備内容の検討の参考資料の一つとして活用するというので説明受けましたが、調査結果について詳細をお伺いいたします。

○**新校開設担当課長（大野祐司君）** 児童と保護者の皆様へのアンケート調査の結果の詳細につきまして御説明させていただきます。

インターネット上のアンケートフォームによる調査によりまして、第七小学校と第九小学校の児童と保護者の皆様、約480世帯を中心に調査を実施させていただき、203件の回答をいただきました。

新しい学校の建設で重要なことについての問いでは、空調設備やトイレ等の快適な生活空間の整備が重要という回答が最も多く、学校の活用方法についての問いでは、学童保育や放課後子ども教室の場所があることが必要という回答が最も多いという結果でありました。

また、新しい学校にあつたらいいなと思う場所についての問いでは、1点目として放課後に友達といられる

場所、2点目として遊具のある遊び場、3点目として花壇、畑、田んぼの順で回答が多いという結果でありました。

学校の統合に期待していることについての問いでは、新しい校舎で快適に過ごすこと、友達が増えることといった回答が多く、学校の統合で心配に思っていることについての問いでは、仮校舎での生活や通学路の変更といった回答が多いという結果でありました。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 今説明いただいたアンケートの結果、非常に前向きな回答が多かったというふうに私も理解いたしました。

それで、アンケートの結果から、保護者の皆様が統合される新校の開設に向けて期待していたり、また心配されてたりということが分かりましたが、今後統合新校の整備について、実際に、アンケートだけではなく、保護者への説明会は予定しているかについてお伺いいたします。

○新校開設担当課長(大野祐司君) 第七小学校と第九小学校の統合に向けた新校開設に関します保護者の皆様への説明会についてであります。基本構想の策定に当たりまして、令和5年12月を目途に第七小学校と第九小学校の保護者の皆様にスケジュールの見直しについて通知をさせていただくとともに、パブリックコメントと市民説明会を実施しまして、基本構想の内容について御説明させていただく予定としております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 子供たち、また教職員や保護者の皆様のためにという視点からいろいろと計画について検討されているということが今回私質問することによって理解できましたので、ありがとうございました。

そこで、要望なんですけれども、子供たちへの影響が学校の統廃合については非常に大きいものになります。また、保護者の皆様も、子供の環境が変わるということは大きい不安になりますので、丁寧な説明と、同時にできるだけ市民の皆様の期待に応えていくということの両面の視点を持ちまして、引き続きその点に留意して進めていっていただきたいと要望いたします。よろしくお伺いいたします。

そして、次に、ごみの不法投棄問題についてに入らせていただきたいと思います。

資源物の持込みを実施している自治体があるということで聞いておりまして、私のところに、東大和市では資源物の持込みはできないのかということでちょっと問合せが市民の方から来たんですが、現状についてお伺いいたします。

○環境対策課長(梶川義夫君) 資源物の持込みについてでございますが、現在東大和市ではそういった資源物の持込みというのは行っておりません。日々のステーション収集で活用していただきまして、対応しているところでございます。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 実施している自治体は、東大和市と環境も違って、恐らく資源物の持込みであったりとか粗大ごみの持込みが行われるようになるとしたら広大な用地が必要になってくるということで、すぐには実施するというは私自身も無理だというのは分かるんですけども、ただやはり、ほかの自治体で実施しているのに東大和市で実施していないとなると、恐らくちょっとそれはっていうふうに考える市民の皆様もいますので、すぐには無理だというのは分かるんですけども、引き続きちょっと調査・研究して、できれば、遠い将来でも構いませんので、できる段階になったらできるようにしていただきたい、そのように要望いたします。

次に、不法投棄のことなんですけれども、モラル向上や、警察との連携を強化していかないと、行政側でごみを減らそうと努力をしても、そのルールを守らないことがありますと、結局ごみの不法投棄がなくなるということには根本的な問題の解決にならないと私は考えているんですが、そのことについてどのように考えているかお伺いいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） 不法投棄の根本的な解決でございますが、市といたしましては、市民の方に理解を得られるようなPRに努めていくとともに、例えば警察との連携強化につきまして検討していくなど、様々な手法についても研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 市だけじゃなくて、CO₂削減という観点からすると、国や都や、そういったところから、東大和市についても各種目標を設定しているんですが、その目標の中に恐らく不法投棄の部分が入っていないという、そういった目標になってしまえば実現が危うい目標になってしまう、そのように私は考えております。

なので、そういった点について、やはりここは市長の考えをお伺いしまして、今後どうしていくのかについてちょっとお伺いしたいと思うので、よろしくお伺いいたします。

○市長（和地仁美君） 不法投棄は、不法投棄をした人物を特定することが非常に困難であります。不法投棄を減らしていくためには、先ほど担当のほうで答弁させていただいたように、一人一人のモラルを向上させる、それから啓発する、それから何よりも不法投棄は犯罪でございますので、警察との連携を強めていくことも非常に重要だと思っています。

また、ほかの議員の質問などから、観光とか、それから環境の話が出ている中で、不法投棄がございますと、やはりごみのごみを呼ぶということで、環境も改善しませんし、やはり観光という点で見たり、日常生活の充実という点でも非常に課題が大きいなというふうに思っております。

質問者のほうからCO₂についても今触れていただきましたけれども、CO₂につきましては、不法投棄のごみに限らず、ごみ全体のことが課題だと思いますし、その中では市民の皆様の生活に直結した、ごみでないものがプラスアルファとして積み重なっていきますと、市で掲げているカーボンゼロ、CO₂の問題についても少なからず影響が出てしまうということは重々承知しておりますので、CO₂の観点からもそうですけれども、主に環境をきれいに整えて、すてきなまちだねって言っていただける、それから犯罪が少なくなるまちっという点でも非常に不法投棄のごみは影響があると思いますので、様々な観点から削減していくように、警察とも協力をしながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○14番（大川 元君） 御答弁ありがとうございました。

私も建設環境委員長という立場をいただいておりますので、今市長の御所見もいただきましたが、ごみ問題、二酸化炭素排出量削減については私自身も自分ごとだと考えて取り組んでいきたいと思っております。

以上で私の今議会での一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、大川 元議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（東口正美君） 次に、17番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、令和5年第3回定例会での一般質問を行います。

1点目として、熱中症対策についてであります。

地球温暖化による気温上昇に伴い増加が予想される熱中症、この異常な暑さが今後通常の暑さになるのではないかと懸念されております。

熱中症による全国の搬送人員数は、2010年度以降、大きく増加しております。総務省消防庁によると、今年7月31日から8月6日までの1週間に熱中症で病院へ運ばれた人は全国で合わせて1万810人で、65歳以上の高齢者が6,194人と全体の半数以上を占めています。19歳から39歳、40歳から64歳では、屋外での作業中を中心に比較的多様な場所で発生しておりますが、7歳から18歳では学校、特に運動中、65歳以上では自宅での発生が特徴として挙げられます。

熱中症は命に関わる病気です。正しい予防方法を知り、ふだんから気をつけることで防ぐことができます。さらなる対策を求め、以下、伺います。

①地球温暖化の影響により、夏の時期の危険な暑さが続いているため、熱中症対策を強化する必要があると考えるが、市の認識と取組について伺う。

ア、熱中症の発生場所は住居が一番多いと言われている。特に高齢者等に熱中症予防の呼びかけが必要であるとするが、市の認識と取組について伺う。

②小・中学校における熱中症対策について。

ア、運動前に暑さ指数（WBGT）を測定し、指針で示す数値に基づいた予防措置をしていると聞いているが、具体的な対応について伺う。

イ、部活動中及び部活動後の熱中症対策について伺う。

ウ、登下校時などに、直射日光を避け、体感温度を下げる効果がある日傘の使用について、気温30度以上の真夏日が予想される日は、日傘を差すよう指導できないか。また、日傘の貸出しや配布はできないか。

エ、大阪府枚方市の市立枚方第二小学校及び岐阜県本巣市の市立小学校は「ノーランドセル登下校」を実施しております。背中に熱がこもりやすいランドセルの代わりに、手提げカバンなどの使用を認め、「置き勉」を勧めている。本市としても同様の取組ができないか。

さきの通常国会で、改正気候変動適応法が成立をいたしました。来春施行の予定で、そのうち自治体での対策促進へ、市町村長が、冷房施設を有する公共・民間の施設をクーリングシェルター——指定暑熱避難施設として指定し、特別警戒情報が発表された場合には一般に開放できるとしております。

以下、伺います。

③日野市等では熱中症による健康被害を防止するため、外出時の休憩所として、高齢者などが気軽に利用できるよう、公共施設、コンビニエンスストア、スーパー、薬局、信用金庫などの供用スペースを利用して涼を取ることができるクールスポットを提供している。本市として、地域包括連携協定先などを含め、取り組むことはできないか。

④市内公共施設にマイボトル用給水器を設置することはできないか。

2点目として、ひきこもりの支援についてであります。

ひきこもりの支援については、これまで一般質問で取り上げ、実態調査の実施、総合相談窓口の設置、支援につながるセミナーの実施等を求めてまいりました。また、厚生文教委員会において所管事務調査を行い、支

援の取組の必要性を実感しております。

東大和市においては、昨年度より相談窓口を一本化、本年、支援コーディネーターを配置し、講演会も実施されています。今後実態調査が行われますが、支援の取組が進められていることに対し感謝申し上げます。

誰一人取り残さないため、今後の取組について確認をさせていただきます。

- ①相談窓口が一本化されたことによる効果と新設した相談窓口の対応状況について伺う。
 - ②全世帯を対象とした実態調査を行うと聞いているが、その詳細と今後の取組について伺う。
 - ③ひきこもりUX会議に係る当市の取組について伺う。
- 3点目として、学童保育についてであります。

小学生が放課後を過ごす学童保育所は、共働き世帯などが増えているため、2016年度以降、登録者が右肩上がりに増えています。そのため待機児童が発生している現状があります。

当市において、待機児童解消のため、学童保育所を増設・充実させる必要があると考えます。

以下、伺います。

- ②市内の学童保育所の待機児童の現状と対策について伺う。
- ②障害児の保護者の方々から、中学生の学童保育受入れの要望を聞いている。国分寺市や国立市では、障害を抱える中学生まで学童保育所に受け入れているが、当市として、今後、待機児童の解消を見据えた上で検討できないか。

4点目として、放課後等デイサービスについてであります。

放課後等デイサービスは、平成24年の創設から10年以上経過し、事業の在り方が大きく変化しました。発達障害の診断数は、女性の就業率、共働き世帯の増加に需要は高まり続けると予想されています。

厚生労働省によると、長時間預かってもらいたいという保護者のニーズは児童の年齢が上がるにつれて多くなっています。しかし、ニーズに対応できる施設が少ないと聞いております。

また、放課後等デイサービスの対象者は原則6歳から18歳の就学児です。現行の制度では、高校などに進学しなかった場合はサービスを受けられない現状もあり、さらなるサービスの向上が求められます。

以下、伺います。

- ①令和4年第2回定例会以降における市内各施設の利用状況と待機者について伺う。
- ②利用時間の延長を求める声を聞いているが、市として各施設に働きかけはできないか。

5点目として、災害時要配慮者への取組についてであります。

災害時の避難計画は、要支援者の高齢者や障害者ごとに個別につくる必要があります。2021年の改正災害対策基本法で、市町村に2025年度までを目途に整えるよう努力義務が定められています。しかしながら、国が行った調査では、2023年度1月時点で全部作成済みと回答した市町村は9%にとどまっております。

災害はいつ起こるか分かりません。首都直下型地震はこの30年で70%の確率で起こると予想されています。当市においても、避難計画の策定に向け取り組まれていると思いますが、整備を加速する必要があると考えます。

以下、伺います。

- ①個別避難計画策定について、地域の実情を踏まえ作成することだが、策定状況と今後の取組について伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よ

ろしく願いをいたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、高齢者等の熱中症予防についてであります。東京消防庁の公式ホームページでは、熱中症の発生場所は住宅等居住場所が全体の約40%と最も高く、また熱中症による救急搬送者の約半数が高齢者となっております。そのため、市民の皆様、特に高齢者への熱中症予防に関する注意喚起については、猛暑日が続くような状況においては重要な取組であると認識しております。

市といたしましては、熱中症警戒アラート発表時における安全安心情報送信サービスや市公式LINEによる市民の皆様への迅速な情報提供に加え、高齢者向けの取組として高齢者見守りぼっくすの職員による訪問時の声かけ、熱中症に関する注意喚起を記載したチラシの配布等の取組を行っております。

次に、小・中学校における運動前の具体的な熱中症対策についてであります。国や都の指針に準じて暑さ指数WBGTを活用し、適切に対応していると認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、部活動中及び部活動後の熱中症対策についてであります。部活動中につきましては、屋外で実施する場合や屋内で実施する場合など、状況に応じて対策を講じながら実施するとともに、部活動後におきましても、生徒の体調を把握して対応しているものと認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、登下校時などにおける日傘の使用についてであります。児童・生徒の中には学習道具等を持った状態で長い距離を登下校する子供がいることは認識しております。夏の強い日差しは体力等の消耗にもつながるため、児童・生徒の体調等に十分配慮することが大切であると考えます。学校におきましては、日傘等の効果を理解した上で、児童・生徒の実態に応じて様々な対応を進めているものと認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、登下校時における様々な暑さ対策についてであります。涼しい服装や帽子の着用など、暑さが籠もらない工夫は熱中症対策に有効であると認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、熱中症による健康被害防止のためのクールスポットの提供についてであります。市役所本庁舎や市の公共施設では、ロビーなどの共用スペースは開所時間内におきましてどなたでも御利用いただくことが可能となっております。

市内の店舗や薬局、信用金庫等をクールスポットと言われる避暑施設として活用する取組につきましては、各施設において一定のスペースを確保することや本来業務への影響などを考慮する必要もあることから、現時点では予定しておりません。

次に、市内公共施設へのマイボトル用給水器の設置についてであります。市では、本庁舎、清原市民センターなどに冷水機を設置している状況にあり、マイボトル用給水器の設置には至っておりません。設置するためには一定の改修工事を伴うことから、その効果等を含め調査・研究をしております。

次に、ひきこもり相談窓口の一元化による効果と新設した相談支援窓口の対応状況についてであります。市ではこれまで、ひきこもりの対象者が18歳を境に相談窓口が分かれておりましたが、これらを令和4年度から一元化し、福祉推進課での対応といたしました。これにより、相談者から見て窓口が明確となる、児童の成

長後も同一の相談体制が組めるなどの効果が期待できるものと認識しております。

その後、令和5年7月からは、この相談業務を社会福祉法人東大和市社会福祉協議会に委託しておりますが、同協議会においては、新たに専門知識を有するひきこもり支援コーディネーターを配置するなど相談支援体制を強化し、当事者や家族の相談に丁寧に寄り添い、支援を行っていると同っております。

次に、実態調査の詳細と今後の取組についてであります。実態調査は、15歳から64歳までの方が属する世帯を対象に、ひきこもり状態の方の有無やその状況について、紙ベースの調査票やウェブ回答により調査するものであります。

今後につきましては、委託事業者と契約締結後、調査を実施し、集計、分析の上、令和6年3月までに報告書を作成する予定であります。

次に、ひきこもりUX会議に係る市の取組についてであります。ひきこもりUX会議とは、不登校やひきこもりの経験者、性的マイノリティーの当事者などが設立した一般社団法人であります。当市を含む6つの区市は連携してひきこもり支援事業を行っており、当該法人に事業を委託して、ひきこもりUX女子会やひきこもりUXママ会などを開催しております。この6つの区市では、ひきこもりUX会議がイベントを開催する際の会場を提供しており、令和5年11月には当市においてひきこもりUX女子会を行う予定であります。

次に、市内の学童保育所における待機児童の現状と対策についてであります。社会状況の変化に伴う働き方の多様化や女性の就業率の上昇などにより、入所希望が集中する学童保育所においては待機児童が発生しております。そのため、地域ごとのニーズを適切に把握し、待機児童の解消に向けて学校内学童保育所の導入を進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、学童保育所における障害のある中学生の受入れについてであります。学童保育所におきましては待機児童が発生している状況から、受入対象を中学生まで広げることににつきましては現時点では困難であると認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

市内の放課後等デイサービスの利用状況と待機者についてであります。市内では、令和4年7月以降に新設された2つの事業所を加えた10事業所により運営されておりますが、1事業所当たりの利用人数は月平均16人となっております。

なお、放課後等デイサービスの利用は、利用者と事業者との契約によるものであることから、待機者の人数は把握しておりません。

次に、放課後等デイサービスのサービス提供時間の延長についてであります。一部の利用者からサービス提供時間の延長を求める声があることは承知しておりますが、この件は事業者の経営に直結する問題でありますことから、これまでのところ具体的な働きかけは行っておりません。

なお、国において放課後等デイサービスの在り方について議論されておりますことから、今後その動向を注意してまいりたいと考えております。

次に、個別避難計画の策定状況と今後の取組についてであります。現在個別避難計画作成の進捗は、避難行動要支援者名簿に登録されている方の支援者の確保などの課題があり、登録者全体の約1%にとどまっている状況です。

今後につきましては、実効性のある個別避難計画を作成することが重要であることから、要支援者の状況を

把握している福祉専門職の活用や、避難行動支援におけるデジタルを活用した取組などの先進事例について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、小・中学校における熱中症対策について御説明いたします。

運動前の具体的な対応についてであります。各学校では、熱中症対策ガイドラインに示されている屋外での測定方法に基づき、安定して日射が計測できるところにWBGT測定器を設置し、ガイドラインに示されている熱中症予防運動指針の指標に基づいて対応をしております。また、日中は定期的に観測するとともに、運動前には必ず指標を確認し、運動場所や活動内容等の決定を行っております。

具体的には、WBGTの数値が31を超える場合、運動は原則中止となるほか、数値が高く熱中症の危険性が高い場合は、休み時間等においても室内の空調の効いた環境で過ごす対応をしております。

次に、部活動中及び部活動後の熱中症対策についてであります。屋外で部活動を実施する場合は常時WBGTを計測し、活動場所や時間、内容等を柔軟に対応するとともに、喉が乾く前に小まめに水分補給や塩分補給をさせたり、日陰での休息を行ったりし、暑さに対して無理をしないような指導を行っております。屋内で実施する場合はエアコンや扇風機を使用するとともに、屋外と同様に小まめな水分補給などを行っております。

また、部活動後には、下校前に各自の体調を確認するとともに、休息と水分補給等をしてから下校させるようにしております。

次に、登下校時などにおける日傘の使用についてであります。各学校では家庭と連携し、児童・生徒の実態に応じた対策を行うよう進めており、具体的には帽子の着用や汗ふきタオルの常備、タオル等による首回りの冷却、傘の使用等を行っております。日傘の使用につきましては、環境省環境安全課から示されている、日常生活での熱中症予防のポイントの中で触れられておりますので、各学校に周知し、各校の判断の下、対応しております。

今後も暑さが厳しくなることが考えられますので、引き続き児童・生徒の実態に応じた対応ができるよう指導してまいります。

次に、登下校時における様々な暑さ対策についてであります。本市では、校長会等において児童・生徒の体格や学習状況に応じ、荷物の持ち帰りの柔軟な対応をするように伝えております。これを受け、各学校では、学習で使用する教材等を教室に保管したり、持ち帰りの教材等が一度に多くならないように計画的に指示を出したりなどの工夫をしております。暑さ対策として荷物の軽量化や手提げの使用等は日常行っている工夫の一環となりますので、引き続き周知をしてまいります。

次に、市内の学童保育所におけます待機児童の現状と対策についてであります。学童保育所の待機児童は国及び東京都への報告の基準日であります令和5年5月1日現在39人となっております。

今後の対策としましては、引き続き地域ごとのニーズの適切な把握に努めるとともに、令和6年4月から第二小学校内に学童保育所を開設できるよう準備を進めているところであります。

次に、学童保育所における障害のある中学生の受入れについてであります。市では、学童保育環境の改善と待機児童の解消を目指し、学校内学童保育所の導入を進めておりますが、働き方の多様化や女性の就業率の向上に伴い学童保育のニーズはまだまだ高く、児童館で実施しておりますランドセル来館事業におきましても、登録児童が増加の一途をたどっております。

このような中、仮に障害のある中学生まで受入れを拡大しますと、本来必要な小学生児童の受入れが困難となり、さらに待機児童が増えることが見込まれますことから、現時点では困難であると考えております。
以上でございます。

○議長（東口正美君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時31分 延会